

令和4年度 地方版 孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム推進のあり方に
関する調査研究報告書

大阪府

徳島県

京都市

広島県三原市

広島県尾道市

岡山県笠岡市

令和5年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

Intentionally left blank

調査研究事業の概要

○課題意識

長引く新型コロナウイルス感染症を背景として経済的な苦境に追い込まれたり孤立に陥ったりする人が増えている。昨今の社会情勢の影響は既に自殺者数や DV 相談件数の増加に現れており、今後さらに深刻化する恐れがある。

孤独・孤立対策については英国において担当大臣が設置される等、先進国を中心に新たな政策課題として認知されつつあり、日本でも令和4年2月に国レベルの孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが始動した。今後よりスムーズに各種の支援策が必要な方々に届くようにするためには、住民に身近な地方レベルでの行政や NPO 等の連携を進めていくことが重要である。

孤独・孤立の原因は、貧困、引きこもり、シングルマザー、ヤングケアラー、外国人居住者等、多岐に渡っている。対策の最前線を担う自治体においては、従来、これらの課題別に担当部署を配置して対策を実践してきた。しかし、様々な課題を包含する孤独・孤立対策を実践するにあたり、主幹する部署はどこか、何から着手すべきか判断に迷い、十分な予算の確保も困難である。そこで本調査研究は、孤独・孤立に悩む方々へ支援策がより着実に届くよう、地方自治体等において官・民・NPO 等の関係者による地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、連携 PF）の形成を前提として、孤独・孤立対策への取組を側面から支援した。また全国の自治体に共有する目的で、関係者による連携 PF の形成に向けた取組の過程について調査・分析を実施した。

○調査内容

本調査研究の内容は次の5項目である。調査対象の自治体の事情に即して取組を支援し、調査・分析を実施した。

- ① 地方自治体等の現状を踏まえた作業計画の策定・運営管理
市内連携が難しい等、連携 PF を形成できない場合も想定しつつ、地方自治体の孤独・孤立対策の意欲が続くよう作業計画や運営方法を検討した。
- ② 地方自治体等における孤独・孤立の問題の現状分析
地方自治体の各種計画を確認し、既設組織や会議体の活動状況、支援団体の活動状況等について現状を分析した。
- ③ 連携 PF の形成に向けた取組案の作成
地方自治体等が連携 PF の形成や実証事業に向けた具体策を持っていない場合、必要に応じて連携 PF の形成に向けた検討の手順イメージを作成して助言した。
- ④ 連携 PF の行程及び実務上の留意点の調査・分析
連携 PF 立ち上げを行うまでの行程とその過程で生じた実務上の留意点について事

例集的に整理した。

⑤ 孤独・孤立対策の試行的事業の実施と効果検証

地方自治体等の実情に応じ、研修会の実施や地域資源の整理、普及活動等、孤独・孤立対策の推進に必要な事業を試行的に実施した。

○調査対象

調査対象は、内閣官房が決定した6つの地方自治体（2府県、1政令指定都市、3市）である。

表 調査対象の地方自治体

自治体名	担当課	人口
大阪府	福祉部福祉総務課企画グループ	8,785,211人 (R4.12)
徳島県	保健福祉部 保健福祉政策課	708,131人 (R4.3)
京都市	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	1,447,051人 (R5.1 推計)
広島県三原市	高齢者福祉課	89,138人 (R4.12)
広島県尾道市	福祉保健部健康推進課	129,990人 (R4.12)
岡山県笠岡市	健康福祉部地域包括ケア推進室	45,528人 (R4.12)

○連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要

本調査研究において、支援対象となった6自治体における連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要は下表のとおりである。

表 支援6自治体の連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要

自治体	連携 PF の設置状況	主な試行的支援事業
大阪府	令和4年12月22日の「孤独・孤立フォーラム」にて設立を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・府下の自治体、団体等向けに実態把握のためのアンケート調査を実施 ・左記孤独・孤立フォーラムの開催費用（チラシ、テキスト等の印刷、会場費、動画作成費用等）
徳島県	令和5年2月20日にオープニングセレモニーを開催し、設立を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制の構築に関心のある自治体を対象としてセミナー・ワークショップを実施 ・孤独・孤立対策シンポジウムの開催 ・シンポジウム参加者を対象として孤独・孤立対策の取組状況をアンケート ・オープニングセレモニーの開催、他

自治体	連携 PF の設置状況	主な試行的支援事業
京都市	令和 4 年 9 月に孤独・孤立に関する連携協定を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・お悩みハンドブック（グラファー社が提供する複数の質問に答えると、支援先情報が提供されるクラウドサービス）の京都市版の制作（カスタマイズ） ・上記の広報周知用ポスター、チラシの作成
三原市	令和 5 年 3 月に連携 PF 機能を有する「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の全国調査に倣った“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査（15 歳以上 64 歳以下の市民 2400 名を対象にした無作為抽出アンケート調査）を実施 ・地域共生関連分野の会議体及び相談窓口の調査、見直しの整理を実施
尾道市	令和 3 年 1 月に「尾道市地域共生包括化推進会議」を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立フォーラムの開催（ポスター、動画配信の実施支援、動画作成費用等）
笠岡市	令和 5 年 3 月に「笠岡市地域づくり連携会議」に連携 PF の機能を持たせることを機関決定し、広報を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に孤独・孤立対策の情報を集約し、連絡窓口を見やすく配置する専用ポータルサイトの開設 ・15～30 歳の全市民を対象に、上記ポータルサイトの設置案内葉書を発送

Intentionally left blank

目次

1	調査研究の概要	1
1.1	背景、現状及び課題	1
1.2	目的	1
1.3	調査内容	2
1.4	連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要	3
2	大阪府	5
2.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況	7
2.1.1	これまでの取組	7
2.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ	9
2.2	プラットフォーム設立に向けた取組	9
2.2.1	プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか	9
2.2.2	プラットフォームの体制	10
2.2.3	プラットフォームでの協議事項	11
2.2.4	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点	11
2.3	プラットフォーム形成後（形成途中）の取組	12
2.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか	12
2.3.2	孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか	12
2.3.3	団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか	12
2.4	孤独・孤立対策の試行的事業の実施	13
2.4.1	孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容	13
2.4.2	次年度以降予定している取組	16
3	徳島県	17
3.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況	19
3.1.1	これまでの取組	19
3.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか	20
3.2	プラットフォーム設立に向けた取組	21
3.2.1	プラットフォームの検討体制・協議事項	22
3.2.2	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点	24
3.3	プラットフォームの形成後（形成途中）の取組	26
3.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行うか	26
3.3.2	孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行うか	26
3.3.3	団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか	27

3.3.4	次年度以降予定している取組.....	29
3.4	孤独・孤立対策の試行的事業の実施.....	30
3.4.1	孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容.....	30
3.4.2	孤独・孤立対策の試行的事業の効果.....	33
4	京都市.....	35
4.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況.....	37
4.1.1	これまでの取組.....	37
4.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ.....	40
4.2	プラットフォーム設立に向けた取組.....	41
4.2.1	プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか.....	41
4.2.2	プラットフォームの体制.....	42
4.2.3	プラットフォームでの協議事項.....	44
4.2.4	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点.....	44
4.3	プラットフォーム形成後（形成途中）の取組.....	45
4.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか.....	45
4.3.2	孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか.....	45
4.3.3	次年度以降予定している取組.....	46
5	三原市.....	51
5.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況.....	53
5.1.1	これまでの取組.....	53
5.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか.....	56
5.2	プラットフォーム設立に向けた取組.....	56
5.2.1	プラットフォームの検討体制・協議事項.....	57
5.2.2	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点.....	58
5.3	プラットフォームの形成後（形成途中）の取組.....	59
5.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行うか.....	59
5.3.2	孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識づけをどのように行うか.....	59
5.3.3	団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか.....	59
5.3.4	次年度以降予定している取組.....	59
5.4	孤独・孤立対策の試行的事業の実施.....	60
5.4.1	孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容.....	60
5.4.2	孤独・孤立対策の試行的事業の効果.....	62
6	尾道市.....	65
6.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況.....	67
6.1.1	これまでの取組.....	67

6.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ	68
6.2	プラットフォーム設立に向けた取組	68
6.2.1	プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか	68
6.2.2	プラットフォームの体制	69
6.2.3	プラットフォームでの協議事項	70
6.2.4	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点	70
6.3	プラットフォーム形成後（形成途中）の取組	71
6.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか	71
6.3.2	孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか	71
6.3.3	団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか	71
6.3.4	次年度以降予定している取組	72
7	笠岡市	75
7.1	プラットフォーム設立前の取組団体の状況	77
7.1.1	これまでの取組	77
7.1.2	孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～何と実現/解決したかったか	77
7.2	プラットフォーム設立に向けた取組	77
7.2.1	プラットフォームの検討体制・協議事項等	77
7.2.2	プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点	79
7.3	プラットフォーム形成後（未形成の場合は形成途中）の取組	80
7.3.1	プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行っているか	80
7.3.2	孤独・孤立対策に関する周知をどのように行ったか	80
7.3.3	団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で意識して取り組んでいることはなにか	80
7.3.4	次年度以降予定している取組	81
7.4	孤独・孤立対策の試行的事業の実施	81
8	総括	85
8.1	プラットフォーム形成の取組	87
8.1.1	プラットフォーム立ち上げの類型	87
8.1.2	プラットフォーム立ち上げ時の外部有識者の活用	88
8.1.3	庁内や都道府県内市町村向けの意識啓発の必要性	88
8.2	プラットフォームをいかに拡張していくか～参加団体の募集	89
8.2.1	NPO や社会福祉法人等の横の繋ぎの活用	89
8.2.2	宅建協会の参画～徳島県	90
8.2.3	既存の活動に協力している企業への呼びかけ	90

8.3	小規模自治体ならではの取組、小規模自治体だからこそ取り組むべきこと	91
8.3.1	先行的支援事業から見えたもの～笠岡市の取組.....	91
8.3.2	協議会等の会議体の見直しの必要性～三原市	91
8.4	最後に	95

1 調査研究の概要

1.1 背景、現状及び課題

長引く新型コロナウイルス感染症を背景として、経済的な苦境に追い込まれたり孤立に陥ったりする人が増えている。令和4年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻、日米の金利政策の違いに端を発した大幅な円安水準等が40年ぶりの物価高騰をもたらし、国民の社会経済活動に大きな影響を与えている。かかる昨今の社会情勢の影響は既に自殺者数やDV相談件数の増加に現れており、今後さらに深刻化する恐れがある。

孤独・孤立対策については英国において担当大臣が設置される等、先進国を中心に新たな政策課題として認知されつつある。日本でも令和4年2月に国レベルの孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが始動し、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動や先導的取組・学術研究の情報共有等に取り組んでいる。今後、よりスムーズに各種の支援策が必要な方々に届くようにするためには、住民に身近な地方レベルでも行政やNPO等の関係を進めていくことが求められている。

孤独・孤立の原因は、貧困、引きこもり、シングルマザー、ヤングケアラー、外国人居住者等、多岐に渡っている。対策の最前線を担う自治体においては、従来、これらの課題別に担当部署を配置し対策を実践してきた。様々な個別課題を包含する孤独・孤立対策を実践するにあたり、主幹する部署はどこか、何から着手すべきか判断に迷い、それが故に十分に予算も確保できていないのが現状である。

1.2 目的

本調査研究は、孤独・孤立に悩む方々に各種の支援策がより着実に届くよう、住民に身近な存在である地方自治体やNPO等関係団体の連携強化を行い、地方自治体における孤独・孤立対策の充実を目的として実施した。

具体的には、孤独・孤立の問題に対応するため、地方自治体等において、官・民・NPO等の関係者による地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、連携PF）の形成を前提として、孤独・孤立対策の充実に取り組む活動を側面から支援した。また関係者による連携PFの形成に向けた取組の過程について調査・分析を行い、全国の自治体に共有する調査研究事業を実施した。

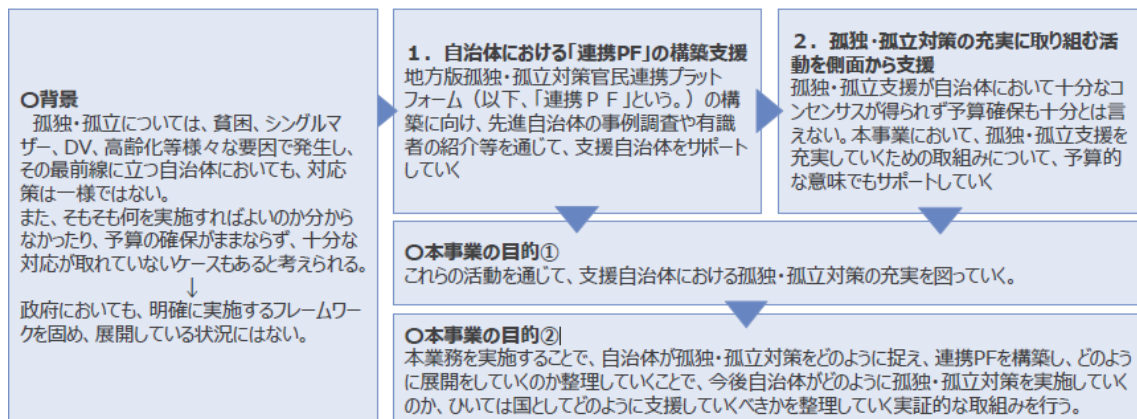


図 1 本調査研究の全体像

1.3 調査内容

前述の背景、目的等を踏まえ、内閣官房が決定する地方自治体を対象として、現地訪問や Web 会議等により地方自治体等の担当者と連絡調整を行い、連携 PF の形成に向け取組支援及び孤独・孤立対策を促進するための地方自治体独自の事業の運営支援を行った。

併せて当該地方自治体等の孤独・孤立対策に対する現状分析を行い、連携 PF の設立や孤独・孤立対策事業の実施・支援を通じて、地方自治体等の連携 PF 立ち上げに至るまでの手順、その過程において実務上で得られたノウハウや留意点、地方自治体や NPO 等関係団体の連携強化のあり方などについて調査・分析を行い、その結果を取りまとめた。調査対象は、1 政令指定都市、2 府県、3 市の計 6 つの自治体である。

表 1 対象自治体

自治体名	担当課	人口
大阪府	福祉部福祉総務課企画グループ	8,785,211 人 (R4.12)
徳島県	保健福祉部 保健福祉政策課	708,131 (R4.3)
京都市	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	1,447,051 人 (R5.1 推計)
広島県三原市	高齢者福祉課	89,138 人(R4.12)
広島県尾道市	福祉保健部健康推進課	129,990 人(R4.12)
岡山県笠岡市	健康福祉部地域包括ケア推進室	45,528 人(R4.12)

調査研究の内容は、次のとおりである。

表 2 実施内容

実施項目	実施内容
1 地方自治体等の現状を踏まえた作業計画の策定・運営管理	庁内連携が難しい、地域住民の理解が浅い等、連携 PF を形成できない場合も想定しつつ、地方自治体等の孤独・孤立対策の意欲が続くよう、作業計画や運営方法を検討する。
2 地方自治体等における孤独・孤立の問題の現状分析	地方自治体等の各種計画の確認、既設組織や会議体の活動状況について担当者からの聞き取り、支援団体からの活動状況の聞き取り等通じて現状を分析する。
3 連携 PF の形成に向けた取組案の作成	地方自治体等が連携 PF の形成や実証事業に向けた具体策を持っていない場合は、必要に応じて事業開始段階で連携 PF の形成に向けた検討の手順イメージを作成して助言する。
4 連携 PF の行程及び実務上の留意点の調査・分析	<p>連携 PF 立ち上げを行うまでの行程とその過程で生じた実務上の留意点について事例集的に整理する。</p> <p>【含むべき視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体等は（当初）どのように考えていたか。 ・ NPO 等関係団体は（当初）どのように考えていたか。 ・ 地方自治体等と NPO 等支援組織が、議題として話し合った結果、今後、どのように対応することになったか。 <p>【整理すべき項目】</p> <p>(ア) 初期段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの課室が主導して連携PFを形成するか。 ・ 孤独・孤立の問題に関する担当者や首長の課題認識。 ・ 孤独・孤立に悩む方々の現状をどのぐらい把握しているか。 ・ 孤独・孤立に関連しそうな既設組織や会議体はどのぐらいあるか。誰が集まって、どのような役割を果たしているか。実際に機能しているか。 <p>(イ) 準備段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携PFを設立する場合、既設組織の活用か、新設か。 ・ 連携PFへの出席団体の選出。 ・ 連携PFを設立するに当たり必要となる協議事項、決定事項。 <p>(ウ) 設立段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携PF出席団体に対し、孤独・孤立の問題がどういったものであるかという認識の共有をどのように行うか。 ・ 地方自治体等の孤独・孤立対策の活動を住民に理解してもらうためには、どのように周知するか。 ・ 孤独・孤立対策で掲げられる課題のうち、直近ではどの課題で取り組むか。 ・ 設立経過や関係団体の選出の考え方、苦労した点。 ・ 今後の見込みはどうか。
5 孤独・孤立対策の試行的事業の実施と効果検証	<p>地方自治体等の実情に応じ、孤独・孤立対策の推進に必要な事業を試行的に実施する。</p> <p>(ア) 「孤独・孤立対策」に関する研修会の実施</p> <p>(イ) 孤独・孤立対策の地域資源の整理（マップ化）、ケース会議の実施</p> <p>(ウ) 住民に対する普及活動</p> <p>(エ) 孤独・孤立対策に関する課題やデータの共有と有無の確認</p> <p>(オ) 専門人材や相談者・理解者の育成・確保</p> <p>(カ) その他</p>

1.4 連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要

本調査研究において、支援対象となった 6 自治体における連携 PF の設置状況及び主な試

行的支援事業の概要は下表のとおりである。なお各自治体の取組に関する詳細については次項を参照のこと。

表 3 支援 6 自治体の連携 PF の設置状況及び主な試行的支援事業の概要

自治体	連携 PF の設置状況	主な試行的支援事業
大阪府	令和 4 年 12 月 22 日の「孤独・孤立フォーラム」にて設立を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・府下の自治体、団体等向けに実態把握のためのアンケート調査を実施 ・左記孤独・孤立フォーラムの開催費用（チラシ、テキスト等の印刷、会場費、動画作成費用等）
徳島県	令和 5 年 2 月 20 日にオープニングセレモニーを開催し、設立を宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制の構築に関心のある自治体を対象としてセミナー・ワークショップを実施 ・孤独・孤立対策シンポジウムの開催 ・シンポジウム参加者を対象として孤独・孤立対策の取組状況をアンケート ・オープニングセレモニーの開催、他
京都市	令和 4 年 9 月に孤独・孤立に関する連携協定を締結	<ul style="list-style-type: none"> ・お悩みハンドブック（グラファー社が提供する複数の質問に答えると、支援先情報が提供されるクラウドサービス）の京都市版の制作（カスタマイズ） ・上記の広報周知用ポスター、チラシの作成
三原市	令和 5 年 3 月に連携 PF 機能を有する「地域共生会議（仮称）」を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の全国調査に倣った“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査（15 歳以上 64 歳以下の市民 2400 名を対象にした無作為抽出アンケート調査）を実施 ・地域共生関連分野の会議体及び相談窓口の調査、見直しの整理を実施
尾道市	令和 3 年 1 月に「尾道市地域共生包括化推進会議」を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立フォーラムの開催（ポスター、動画配信の実施支援、動画作成費用等）
笠岡市	令和 5 年 3 月に「笠岡市地域づくり連携会議」に連携 PF の機能を持たせることを機関決定し、広報を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に孤独・孤立対策の情報を集約し、連絡窓口を見やすく配置する専用ポータルサイトの開設 ・15～30 歳の全市民を対象に、上記ポータルサイトの設置案内葉書を発送

担当した地方自治体等の調査・分析結果について、内閣官房が開催した中間報告会（令和 5 年 1 月 6 日）、及び最終報告会（令和 5 年 3 月 7 日）にて成果報告を行った。

2 大阪府

2.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

2.1.1 これまでの取組

大阪府では、連携 PF の設置に先んじて、令和 4 年度から全庁横断的に「孤独・孤立」対策に係る取組を進めてきた。以下に個別の取組を記す。

○全庁横断的な推進体制の構築

大阪府では、令和 4 年 8 月、庁内関係各課を構成員とした関係課長会議を設置し、連携 PF の立ち上げを含め、孤独・孤立対策に係る検討を進めてきた。

○実態調査による状況把握

令和 4 年 10 月～12 月、府内の自治体や、市区町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 等の支援機関等に対しアンケート調査を実施し、府内で孤独・孤立に関してどのような活動をしている団体が存在するのか、どのような相談事案があるのか等について把握した。

その結果、以下に掲げるとおり、府内の支援機関・支援団体のうち、8 割以上が孤独・孤立状態に関係する相談を受けていることが判明した。また、相談者が孤独・孤立状態にあると認められるような相談事案の多くは、家族や友人、民生委員等、周囲の方からの薦めを契機として、支援機関・支援団体等への相談につながっていることが明らかとなった。さらに、支援機関・支援団体等において、孤独・孤立状態にある方を発見・把握することが難しい要因として、本人や家族との関係づくりが困難であることが最も多く挙げられた。

8割強（85%）の団体は、寄せられる相談に、孤独や孤立状態に関係すると考えられる相談があると回答した。

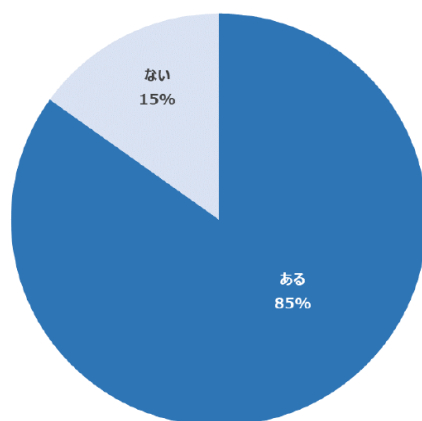


図 2 貴団体における相談のうち、孤独や孤立状態にあると感じるケースはありますか
(単数回答、N=225)

周囲の方からのすすめにより、孤独や孤立状態にあると感じられるケースが相談につながるとの回答が最も多かった。(108団体)

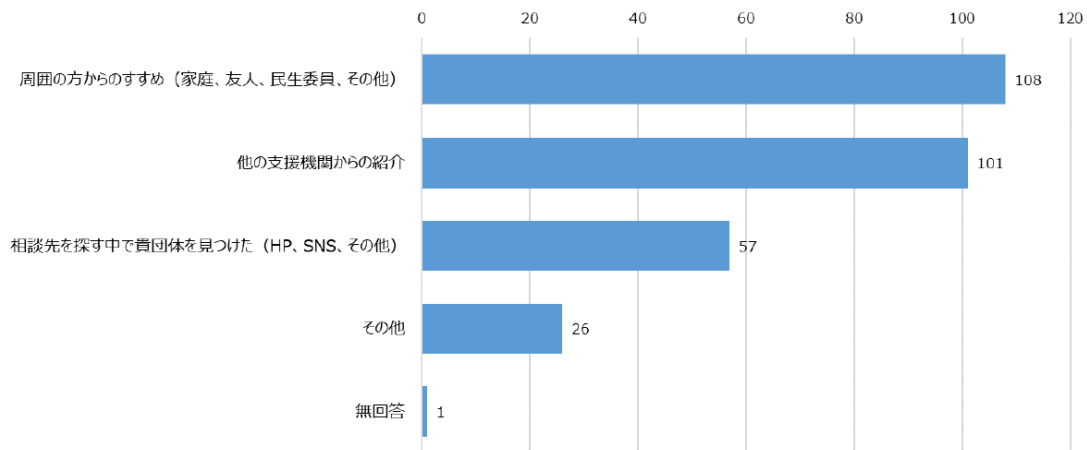


図 3 孤独や孤立状態にあると感じるケースについて、どのようなきっかけで貴団体に相談されることが多いか教えてください。(複数回答可、N=225)

孤独・孤立状態にある方の把握が困難である理由は、本人・家族との関係づくりが困難であるから、とする回答が最も多かった。(29%)

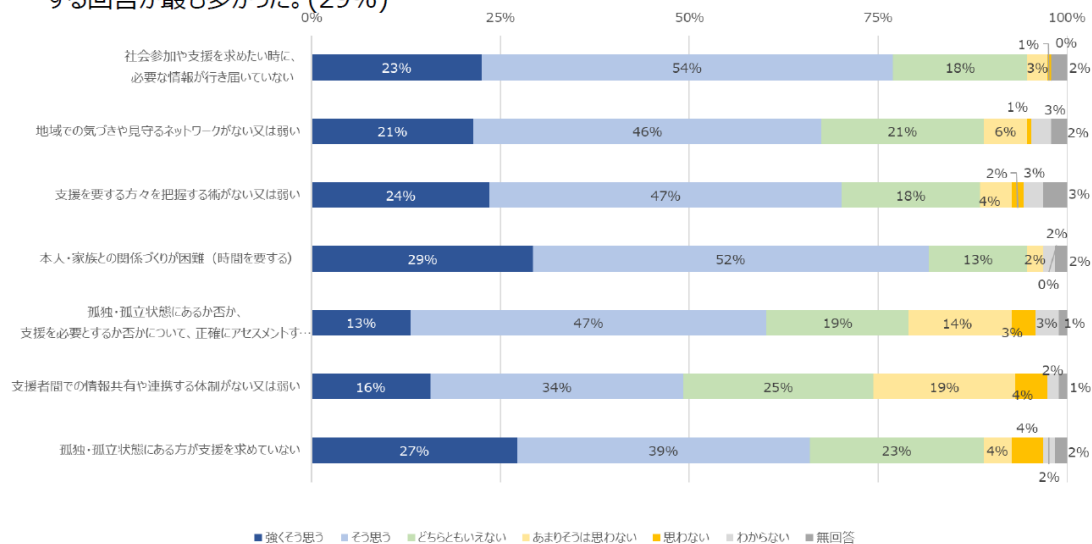


図 4 孤独や孤立状態にある方を把握（発見）することが難しい要因は何だと思えますか。(複数回答可、N=225)

2.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ

大阪府において連携 PF の設置を含め、孤独・孤立対策に取り組むこととなったのは、コロナ禍の発生により、以下のような状況に対して問題意識を持つに至ったことがきっかけである。

- コロナ禍の影響による人間関係の希薄化が、孤独・孤立の状態を生み出しやすい環境にあること
- コロナ禍の発生以前より、ひきこもりの問題や自殺の問題といった様々な課題の遠因として社会に存在していた孤独・孤立の問題が、コロナ禍によって顕在化したこと

また、孤独・孤立の状態のうち、特に「孤独」の状態については、独りぼっちと感じる精神的な状態であり、客観的に評価することが難しいことから、可能な限り幅広い分野の支援者が関与することが望ましいとの考え方のもと、連携 PF の設立に係る検討を進めていった。

2.2 プラットフォーム設立に向けた取組

2.2.1 プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

● 目的

連携 PF の設置目的として、「大阪府における孤独・孤立対策の推進及び市町村域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を整備する」ことを掲げている¹。

また、令和 4 年度中に策定予定の「大阪府 孤独・孤立対策推進指針」の下、市町村や支援団体等が連携し、実効的な対策を行うためのネットワークとして機能することを目指している。

● 機能

連携 PF の設置要領においては、活動内容として、次の 3 項目が掲げられている。

- 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有や、そのほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

¹ 「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム設置要領
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/44326/00435574/yoryo.pdf>」より

また、PF 参加団体・企業等の募集にあたり府 HP において、連携 PF の参加団体となることのメリットとして、次の 3 項目が掲げられている。

- 孤独・孤立やその他の支援が必要な方への支援を進める中で、民間企業や支援機関のつながりを作ることができる
- 孤独・孤立対策に関する国や大阪府の孤独・孤立に関する情報を知ることができる
- 参加団体が開催する孤独・孤立に関するイベント等の情報を、他の参加団体に知らせることができる

2.2.2 プラットフォームの体制

● 体制および参加団体の選出方法

連携 PF には、市町村、社会福祉協議会のほか、民間企業や子ども食堂や居住支援法人、子ども・若者、高齢者、生活困窮者支援団体等の支援団体等、幅広い団体が参加している。事務局機能は、連携 PF の設置要領において、府が担うことと規定されている。参加団体の募集・受付は府 HP 上で行っており、令和 5 年 1 月 25 日時点で、参加団体の総数は 83 団体（市町村等含む）となっている。

また、大阪府では、連携 PF の運営方針等に関して意思決定を行うための会議体として幹事会を設置している。幹事会は府の市長会長、町村長会長、社会福祉協議会関係 3 名、学識経験者 2 名によって構成され、今後必要に応じて、民間の支援団体等を入れることも検討することとしている。

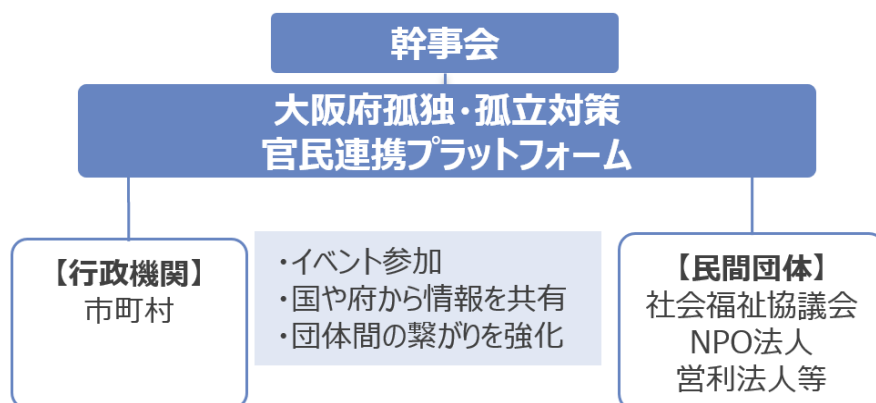


図 5 連携 PF 組織図イメージ

2.2.3 プラットフォームでの協議事項

プラットフォーム設置前に幹事会を開催。「孤独・孤立」対策に取り組む上で、行政のみではなく、社会福祉法人や NPO、民間企業等との連携が不可欠である旨を説明。PF 設置や意義・目的について委員より異論はなく、令和 4 年 12 月 22 日に設置することとした。

2.2.4 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦労した点

● 工夫した点

○実効的なツールとしての活用

大阪府では、連携 PF において情報共有・意見交換を行うにあたり、対面での会議を開催することのみに拘らず、ML 等を使ったオンラインベースによる運用を積極的に取り入れることとしている。そのため、設置後間を置かず、府から参加団体に向けた情報発信等を行っている。

○市町村への意識啓発・支援のための枠組みとしての活用

大阪府においては、まずは府内市町村に対して、連携 PF への参加を促し、その上で市町村の担当者を集めた会議を開催する等、府として丁寧な説明・支援を続けることで、徐々に市町村における孤独・孤立に関する理解促進・意識啓発を図ることとしている。

● 苦労した点

大阪府庁内においては、関係課長会議が設置されてはいるものの、未だ十分に孤独・孤立という考え方が浸透しているとは言えない状況であるほか、市町村の中には、既存の施策で対応できているとして、孤独・孤立対策に理解を示さないところもあるため、府庁内や市町村において、連携 PF を含め孤独・孤立対策に係る取組に対する理解を得ることが難しい場面もあった。

このため、上記記載のとおり、支援団体・企業のみならず、自治体等に対しての連携 PF を通じた働きかけを丁寧に行っているところである。

2.3 プラットフォーム形成後（形成途中）の取組

2.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか

既述のとおり、大阪府では、府庁の関係課長会議や連携 PF との間で協議を進め、令和 4 年度末に「孤独・孤立対策推進指針」（以下、「指針」と呼ぶ）を策定することとしている。

令和 5 年度以降、大阪府における孤独・孤立対策は、指針において定められた取組の方向性の下、連携 PF を含めた関係者が連携して進められることになる。

2.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか

大阪府では、令和 4 年 12 月 22 日に「孤独・孤立フォーラム」（以下、「フォーラム」と呼ぶ）を開催し、府知事によって連携 PF の設置が宣言された。

フォーラムには約 300 名が参加し、内閣官房の村木参与による基調講演のほか、府内で孤独・孤立対策に関して独自に取組を進めている官民の関係者（門真市役所、堺市社会福祉協議会、民間企業 3 社）、連携 PF の幹事会で座長を務める大阪公立大学の山野教授によるパネルディスカッションが実施され、府内における取組事例の紹介や関係者の課題認識の共有、意見交換等が行われた。

また、府民に対して孤独・孤立の問題の意識付けを行うとともに、孤独・孤立対策の全体的な流れを周知するため、フォーラムにおいて内閣官房の村木参与が行った基調講演の動画（「みんなで考える孤独・孤立について」）を府 HP 上に動画として公開している。

2.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか

大阪府では、孤独・孤立対策において最終的に目指すべき状態を、地域で困っている方を見かけた際、地域の方々一人一人が気軽に支援機関・支援団体等へつなぐことができ、支援の行き届かない狭間が存在しない状態として捉えている。

その上で、まずは既存施策の整理と、府庁内や市町村における理解促進、意識啓発を最優先で取り組むこととしている。

2.4 孤独・孤立対策の試行的事業の実施

2.4.1 孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容

試行事業の内容は、次のとおりである。

表 4 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先(予算配分)
孤独・孤立フォーラムの開催	孤独・孤立についての基調講演、取組事例の紹介を行う。(誰でも参加可能)	孤独・孤立対策の啓発PF設立を宣言すること	2022.12.22	エル大阪(会場費)(454,073) 丸井工文社(テキスト作成)(351,000) サムシングファン(後日共有用動画作成)(370,000) 講師(54,670)
孤独・孤立フォーラムの開催に関する広報ポスター・チラシの作成	孤独・孤立フォーラムのチラシを作成し、庁内開催のイベントやセミナー、経済団体等において配布する。	孤独・孤立フォーラム開催の周知、参加を呼び掛けること	2022.12	丸井工文社(144,000)
実態調査アンケート	府内の自治体、社会福祉協議会、民間支援団体等を対象として孤独・孤立対策に係る団体の活動状況や、団体が対応するケースの特徴等をアンケートにより把握する	今後の施策検討に反映すること	2022.10.24~2022.11.30	NTTデータ経営研究所(900,000)
			計	(2,273,743)



図 6 試行事業：孤独・孤立フォーラムの様子①



図 7 試行事業：孤独・孤立フォーラムの様子②

参加費
無料

孤独・孤立 フォーラム

新型コロナウイルスの感染拡大によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化し、深刻な課題となっています。

そこで、「孤独・孤立」について考えるためのフォーラムを開催します。

企業や支援機関の方、孤独・孤立にご興味のある方、どなたでも参加可能ですので是非ご参加ください。



日時 令和4年12月22日(木) 13時30分～17時
(13時受付開始)

会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター) エル・シアター
住所: 大阪市中央区北浜東3-14

内容 国の支援策の説明
基調講演「みんなで考える孤独・孤立について(仮)」
講師: 村木厚子氏(津田塾大学 客員教授/内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与)
パネルディスカッション(事例紹介等)
登壇者: 山野則子氏(大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授)
村木厚子氏(津田塾大学 客員教授/内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与)
その他、孤独・孤立対策に取り組んでおられる方

お問い合わせ先



大阪府

大阪府福祉部福祉総務課

☎06-6944-6686

メール fukusokikaku1@gbox.pref.osaka.lg.jp

お申込みはこちら

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/829ae4ae-3fd2-4a43-ac49-906a884ebbd9/start>

手紙通訳が必要な場合や車椅子でご参加の場合など、配慮が必要な場合は事前にお申し出ください。



図 8 大阪府 孤独・孤立フォーラム ポスターイメージ

2.4.2 次年度以降予定している取組

○連携 PF の参加団体間相互の連携強化

ML 等を用いた情報発信は既にスタートしており、今後も随時実施していくとともに、令和 5 年度には、府や各参画団体の取組内容等について、ML 等を使って相互に情報を共有しつつ、意見交換の場を設けたり、対応事例を抱えている参画団体から事例の展開を行ったりする等の活用を検討している。

○市町村への支援の検討

前述のとおり、府内市町村においては、孤独・孤立対策の必要性を疑問視するところも多いことから、府としてどのように市町村をバックアップしていくのか、長期的に検討を進めることとしている。

3 徳島県

3.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

3.1.1 これまでの取組

徳島県では、県庁内で横断的に「孤独・孤立」対策を行う部署はなく、自殺対策、ひきこもり、生活困窮者、高齢者への支援、ヤングケアラー等、それぞれの担当部局が支援施策を実施してきた。以下に個別の取組を記す。

○自殺予防

徳島県では平成 21 年度から「徳島県自殺者ゼロ作戦」を展開しており、平成 22 年 3 月には「とくしま自殺予防センター」を開設、関係機関への専門的支援や県民への啓発、遺族や自殺へ傾く方の相談等、自殺対策の推進を図っている。自殺対策基本法（平成 28 年 4 月改正）に基づく「徳島県自殺対策基本計画（第 2 期）」（2019~2023）では県民一人ひとりが自殺予防の主役となり「誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすい徳島”の実現」を目指している。誰でも研修に参加できる自殺予防サポーター（ゲートキーパー）の養成研修は、孤独・孤立対策の最前線に立つ人材育成の取組の 1 つとして位置付けている。

○生活困窮者支援

平成 27 年度から、第 2 のセーフティネットとして経済的にお困りの方が生活保護になる前に、早期に支援等を行い、自立助長につなげるとして「生活困窮者自立支援事業」が創設され、福祉事務所設置自治体において実施されている。

徳島県では、県が所管する 16 町村において各町村社会福祉協議会を窓口として悩みごとの相談を受け付けており、自立に向けたプラン作成や生活保護等の必要な支援ができる機関への橋渡しを行っている。令和 4 年度には、官民連携による生活困窮者支援体制の構築に向けて、新たに「徳島県生活困窮者自立支援プラットフォーム（仮称）」を設置したところである。

○重層的支援体制

重層的支援体制整備事業（厚生労働省事業）は、市町村の支援機関や地域の関係者が「住民のニーズを断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築する」ことをコンセプトとしている。徳島県は県下の市町村における事業実施を推進していたが、令和 4 年 7 月時点において、24 市町村のうち、重層的支援体制整備事業を実施している市町村はゼロ、支援体制の構築に関心を示したのは 2 市町村と、それほど関心が高くない状態であった。

3.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

上記のとおり孤独・孤立に関連するそれぞれの部署において先行する事業があることから、本事業における連携 PF は現場の混乱をきたさないよう実施していく必要があった。特に先行事業の1つである重層的支援体制整備事業は、孤独・孤立対策と主旨が等しい。そこで県は、重層的支援体制を構築していくために連携 PF を活用していく方針を定めた。

令和4年10月までに県が実施したヒアリングによると、重層的支援体制整備事業の実施主体である市町村の状況はさまざまで、行政機関の中ではうまく調整ができているものの外部の他団体との連携が進まない例や、行政と生活支援コーディネーターが連携して民間の人材育成に成功しているものの、行政機関内での連携が進まない例が見られた。

以上の結果を踏まえ、徳島県担当課は市町村の実情に合わせた個別支援の必要性を確認した。そこで本事業では連携 PF の形成を前提に、①関心の高い市町村を選び重層的支援体制構築に向けて伴走支援すること、②孤独・孤立対策に関係する地域資源を把握すること、③関係者を対象としたシンポジウム等を開催して啓発につとめること、を大きな柱として進めていくこととした。

● 官民連携 PF の目的

連携 PF を通じてさまざまな支援が地域で重なるきめ細かなセーフティネットをはりめぐらし、誰ひとり取り残されることのない「地域共生社会」の実現を目指していくとした。

● 官民連携 PF の機能

官民連携 PF の主な役割は、以下の3つである。

- ・ パートナーシップ：孤独・孤立対策のステークホルダー同士をつなげ、地域でのネットワークを強化し、社会啓発を行う
- ・ マッチング：支援団体と社会や企業のリソース（人・物・資金）をつなげ、支援団体による切れ目のない支援を支える
- ・ 人材育成：勉強会やセミナー等を開催し、孤独・孤立問題の解決に向けて深い理解と実践力のある人材を育成する

3.2 プラットフォーム設立に向けた取組

徳島県における連携PF立ち上げまでの行程は、次のとおりである。令和4年10月、連携PFの設立に向けた関係者との個別協議を開始し、市町村説明会にて連携PF推進事業を告知して本事業を開始した。説明会後のアンケートやその後のヒアリングにより市町村の意識を確認し、関心を示した3つの自治体へのセミナー・ワークショップを11月～翌年2月に試行事業として実施した。12月には孤独・孤立対策シンポジウムを開催し、アンケートにより地域資源の把握に努めた。併せて広報資料の作成・配布も実施し、令和5年2月に連携PFオープニングセレモニーの開催に至った。

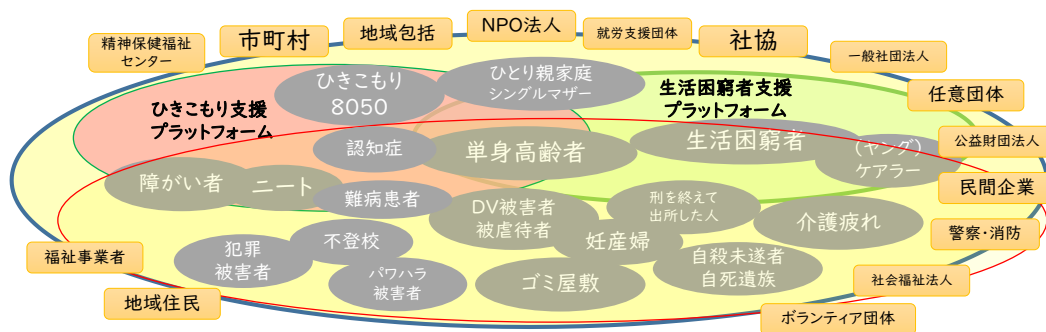
表 5 連携PFの形成に向けた工程

時期	実施作業	実施内容
R4.10	関係者との個別協議	・ 連携PFの候補団体（社会福祉協議会、積極的な市町村やNPO等）と協議し参加を打診する
R4.10.13	市町村説明会	・ 重層的支援体制の市町村向け説明会を実施し、PF推進事業を告知し市町村の関心を把握する
R4.11.11、18	自殺予防セミナー	・ 既存の取組である自殺予防サポーター養成研修を孤独・孤立対策の人材育成として位置付け
R4.11～R5.2	市町村セミナー・ワークショップ（伴走支援）	・ 重層的支援体制の構築に関心のある自治体を対象としてセミナー・ワークショップを実施する（3自治体×1～3回＝6回） ・ 市町村に伴走支援し取組の普及啓発のモデルとする
R4.12.26	孤独・孤立対策PFシンポジウム	・ 県内市町村、NPO等の関連団体向けに、孤独・孤立対策の取組を紹介し、連携PFへの参加を呼びかける
R4.12.26～R5.2.10	地域資源の把握調査	・ 支援の取組や支援団体の情報をアンケートで収集し地域資源を把握する
R4.12～R5.2	連携PFの広報資料の作成、配布	・ 連携PFのポスター及びチラシを作成配布する ・ 支援団体での活用を想定した連携PFのロゴ入りエプロンやバッグ等の備品を障がい者就労支援事業所に発注して調達する
R5.2	連携PF準備会合	・ 連携PF形成のための関係者打ち合わせを実施する
R5.2.20	連携PFオープニングセレモニー	・ 連携PF設立を宣言する総会を開催する

3.2.1 プラットフォームの検討体制・協議事項

- 体制

徳島県では、連携PFを新たに設置することとした。ただし先行する取組である重層的支援体制を市町村に構築するために連携PFを活用していく方針とした。



孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム	手段
孤独・孤立	情報交換会やシンポジウム開催、ケーススタディ 市町村と連携した相談支援、参加支援、地域づくりの推進
ひきこもり	身近な地域で支援を受けられるように市町村の相談体制・窓口対応を強化
生活困窮者	官民・関係団体による協議体、直接支援・間接支援

出典：徳島県保健福祉政策課

図 9 連携PF組織図イメージ

- 構成員、参加団体の選出方法

徳島県は県社会福祉協議会等の関連団体と個別に協議して勧誘したほか、NPOや地域包括支援センターには参加募集資料をダイレクト郵送した。また、地元のフリーペーパーでの広報・参加募集も実施した。そのほか市町村説明会（令和4年10月13日）及び孤独・孤立対策シンポジウム（令和4年12月26日）等において連携PFを周知し参加募集を実施した。なおシンポジウム後のアンケートでは孤独・孤立対策が「よく理解できた」「ある程度理解できた」との回答が99%を占めた。またプラットフォームへの参加意向を訊ねると、約9割は関心を示した。

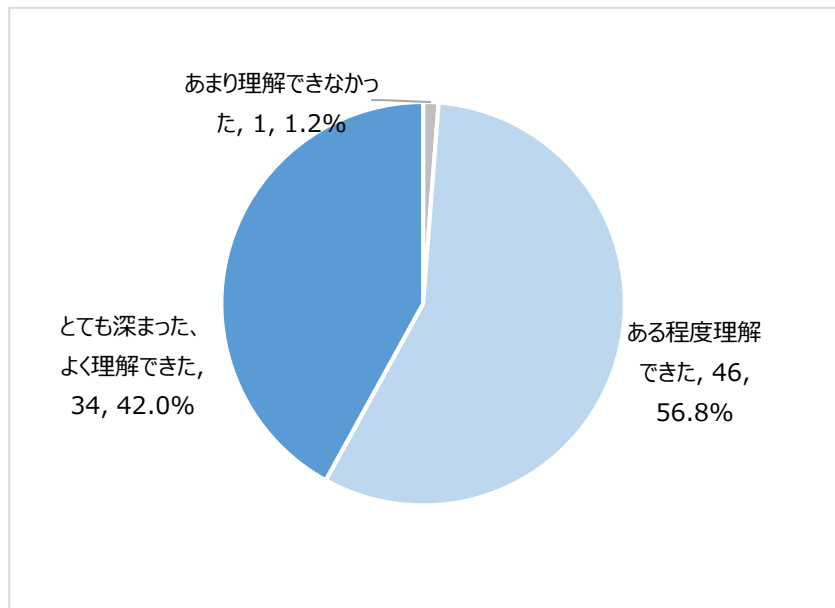


図 10 本日のシンポジウムによって孤独・孤立対策に関する理解は深まりましたか
(2022年12月26日シンポジウム N=81)

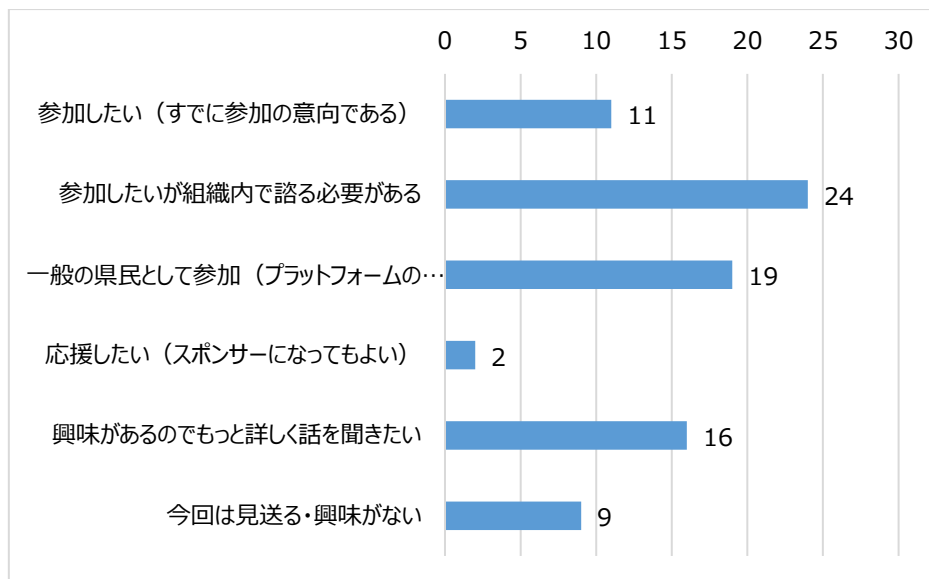


図 11 とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについてどのようにお考えですか (2022年12月26日シンポジウム N=81)

- 協議事項

連携 PF の設立にあたり、徳島県担当課は徳島大学に所属する有識者、社会福祉法人、NPO 法人が参加する準備会合を 2023 年 2 月 3 日に開催し、連携 PF の目的及び設置要綱について協議した。

- 連携 PF の目的

連携 PF の役割は、参加団体間のパートナーシップとマッチング、人材育成であると確認された。連携 PF の参加者の中で、「いかに共通認識を醸成していくか」「孤独・孤立をなくすことの利点やノウハウを明示していくこと」などの議論がなされた。

- 連携 PF の設置要綱

連携PFの設立に先立ち、プラットフォームの設置、活動内容、会員、守秘義務、会費、事務局、その他の7条からなる設置要綱を検討した。特に守秘義務については、連携に必要な情報交換ができるよう「目的外利用を禁止する守秘義務」とすることとした。

- その他

連携PFとして寄付の受付が可能となる仕組みも検討された。

3.2.2 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦労した点

- 工夫した点

- 参加メリットの明示

参加団体の募集にあたっては、徳島県は以下のように参加のメリットをチラシやポスターに明示して訴求するよう心掛けた。

- ・ イベントや助成・補助等の情報をメールマガジンで受け取ることができる
- ・ 自身の団体の活動やイベント情報を発信できる
- ・ 活動内容のアピールにより企業価値を高められる
- ・ 会員団体同士の情報交換会を通じてネットワークが形成できる
- ・ 入会費や年会費等無料

○「この指とまれ」

徳島県は、関係団体への個別勧誘を行う一方、NPO や地域包括支援センターへ募集資料をダイレクト郵送して参加を募ったり、地元の出版社に孤独・孤立対策の取組を取材してもらいフリーペーパーで参加募集を行ったりした。結果的には、参加 90 団体中、25 の社会福祉協議会を除く 65 団体は公募への参加申し込みであり、「この指とまれ」方式は効果的であった。

特徴ある構成員として、孤独死問題を抱える家主と緊密なつながりのある宅地建物取引業協会がある。同協会は傘下約 700 社あり、連携 PF に参加するだけでなく、傘下企業への広報への協力を依頼している。

宅地建物取引業協会は不動産業者とつながりが強く、孤独・孤立対策において 2 つの点で重要なカギを握っている。

- ① 連携 PF の広報：孤独死が発生してしまうと不動産価値が下がるため、家主にとっては孤独死を予防することが資産を守ることになる。宅建業協会のチャンネルを通じて家主に対して連携 PF の活動の広報をしていくことが期待される。
- ② 住まい提供のサポート：要支援者に住まいを見つけたり、集まる場所を確保したりするのはしばしば難しいことがある。宅建業協会を通じて家主と交渉するなど、サポーターとしての役割も期待される。

● 苦労した点

個別の団体訪問も行ったが、連携 PF について説明しても担当者レベルで止まってしまい、組織としての参加にこぎつけない場合があった。また支援現場は多忙で疲弊しているのにさらに仕事が増えるのかというマイナスイメージを持たれる場合もあった。



図 12 とくしま孤独・孤立対策官民連携 PF オープニングセレモニー(2023 年 2 月 20 日)

3.3 プラットフォームの形成後（形成途中）の取組

3.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行うか

準備会合において、孤独・孤立をなくすことの利点（自殺率低下、健康寿命を延ばす等）やエビデンスの明示が重要と指摘を受けた。情報交換会を開催してケーススタディを行い、会員団体から孤独・孤立の事例を出してもらい、対応・つなぎ方を見える化し、皆で共有（＝我がこと化）するようアドバイスを受けた。

3.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行うか

当初、徳島県の連携 PF は市町村の取組の後方支援としての位置づけであったが、PF 形成に向けたディスカッションを進める中で、ターゲットを絞り住民への周知活動も支援することとなった。既存の自殺予防の取組（3 月は対策強化月間/9 月は予防週間）と連携し、孤独が自殺につながるエビデンスを県民に周知していく。

3.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか

市町村における孤独・孤立対策の取組を推進していくため、希望する自治体にセミナーやワークショップを複数回実施する伴走支援事業を行った。2022年9月から10月にかけてプロジェクトを企画し、対象自治体の選定を実施した。これまで重層的支援体制の推進を呼びかけてきた中で関心を示していた自治体に徳島県から支援希望の有無を打診した。11月に実施内容及び対象自治体を決定した。対象となった自治体及び実施内容は次のとおりである。

表 6 市町村伴走支援の実施内容

対象自治体	伴走支援の内容
阿南市 (重層実施を積極的に検討中)	12月12日：ヒアリングによる課題把握 市担当課との意見交換 2月16日：ワークショップに向けた打ち合わせ 2月21日：関係者ワークショップ 市3課、保健所、社会福祉協議会、その他地域の支援関係者と事例に基づくディスカッション 2月27日：今後の検討課題について意見交換。支援会議のマニュアルやつなぐシートの運用に向けた研修案
小松島市 (重層実施を検討中)	12月1日：ヒアリングによる課題把握 庁内連携を優先課題と特定 1月24日：関係者ワークショップ 支援現場の事例に基づくディスカッション
神山町 (重層実施を検討中)	1月19日：セミナー 町幹部や職員に向けた重層的支援体制整備事業の基礎の勉強会及び意見交換



図 13 阿南市ワークショップの様子



図 14 小松島市ワークショップの様子

3.3.4 次年度以降予定している取組

メールマガジンを随時発行する。また、自殺予防などの既存の取組や重層的支援体制整備事業と重ねて実施していく。優先的に取組たい事業は次のとおりである。

○情報交換会の開催

情報交換会を開催しケーススタディに注力する予定。会員団体から孤独・孤立の事例を出してもらい対応・つなぎ方を見える化し共有する（＝我がこと化）。また情報交換会では、参加団体同士の相互理解（強みや得意とする活動内容）を進めていく。

○連携 PF の参加団体の「強み」を生かした取組

参加団体の得意分野を連携させて取組（仮案：産後うつサポート＋子ども食堂の参加イベント等）を進める。

○既存の支援事業と連携した取組

徳島県では 60 歳以上男性の自殺死亡率が県平均の 8 倍と高く、高齢男性を対象とした自殺予防の取組を検討中である。また既存の生活困窮者支援プラットフォームと協働して取り組んでいく予定である。

3.4 孤独・孤立対策の試行的事業の実施

3.4.1 孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容

試行事業の内容は、次のとおりである。

表 7 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	期待される効果	実施時期	発注先 (予算配分)	実施後の反響
自殺予防セミナーの開催	徳島県自殺予防協会（PF幹事団体候補）やNPO、市町村職員向けのセミナーを開催する（自殺予防サポーター養成研修を兼ねる）	PF設立の告知 人材育成（サポーターの養成）	2022/11/11、18	徳島県医師会館 (144,000)	—
市町村個別セミナー・ワークショップの開催	重層的支援体制の構築に関心のある自治体を対象としてセミナー・ワークショップを実施する（3自治体×1～4回＝7回実施）	市町村への伴走支援 普及啓発のモデルづくり	2022.11～2023.2	NTTデータ経営研究所 (6,269,560)	A市では参加者がお互いの活動を知らないという気づきを得た
孤独・孤立対策シンポジウムの開催	県内市町村、NPO等の関連団体むけに、孤独・孤立対策の情報を提供する	孤独・孤立対策の啓発 PF参加の呼びかけ	2022.12.26	丸井工文社 (70,000) 講師 (45,200)	アンケート回答者の9割がPFに関心を示した
プラットフォーム募集チラシポスター	ポスター及びチラシを作成し配布する（750か所想定）	PF設立の周知、参加の呼びかけ	2022.12	丸井工文社 (125,600)	PFに90団体が参加。とくしま子ども食堂NWは傘下の食堂が55あり、大きい
アンケート調査	シンポジウム参加者を対象として孤独・孤立対策の取組状況をアンケートにより把握する	支援の取組や支援団体の情報を収集し地域資源を把握	2022.12.26	NTTデータ経営研究所 (900,000) 郵送費 (22,756)	54団体が回答
孤独・孤立対策グッズの作成・調達	支援団体が使用することを念頭に、孤独・孤立対策の普及啓発のためエプロンやバッグ等（対策ロゴ付）のノベルティグッズを作成する（障がい者就労支援事業所より調達する）	孤独・孤立対策の普及啓発	2022.12～	社会福祉法人 徳島県手をつなぐ育成会 スカイピア (618,182) (追加発注：372,728)	とくしま子ども食堂NW傘下の55団体等に配布予定
連携PFオープニングセレモニーの開催	準備会合（2/3）を1回経て、関係者を一同に集めて連携PFオープニングセレモニー（2/20）を開催する	PF設立の宣言、広報、参加団体の機運醸成	2023.2.20	徳島県医師会館 (38,400) アスティとくしま (42,519) 手話通訳 (12,674) 講師 (50,445)	セレモニー後、参加者同士の挨拶や名刺交換等「つなぐ場所」として機能
			計	(8,712,064)	

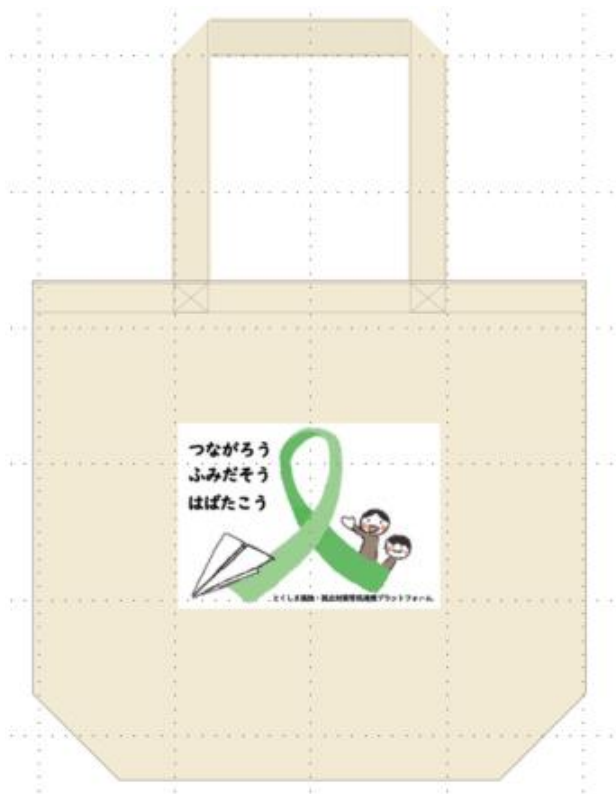


図 15 試行事業：官民連携 PF ノベルティグッズ（子ども食堂等へ配布）

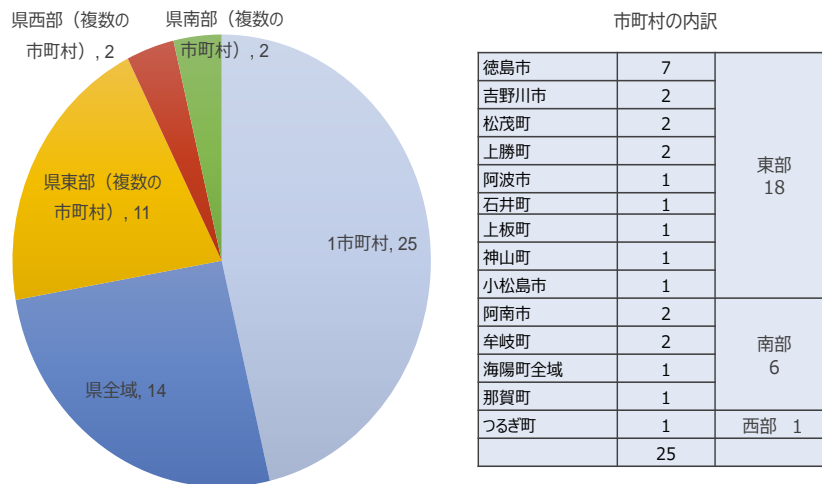


図 16 試行事業：地域資源アンケート-主な活動エリア (N=54)

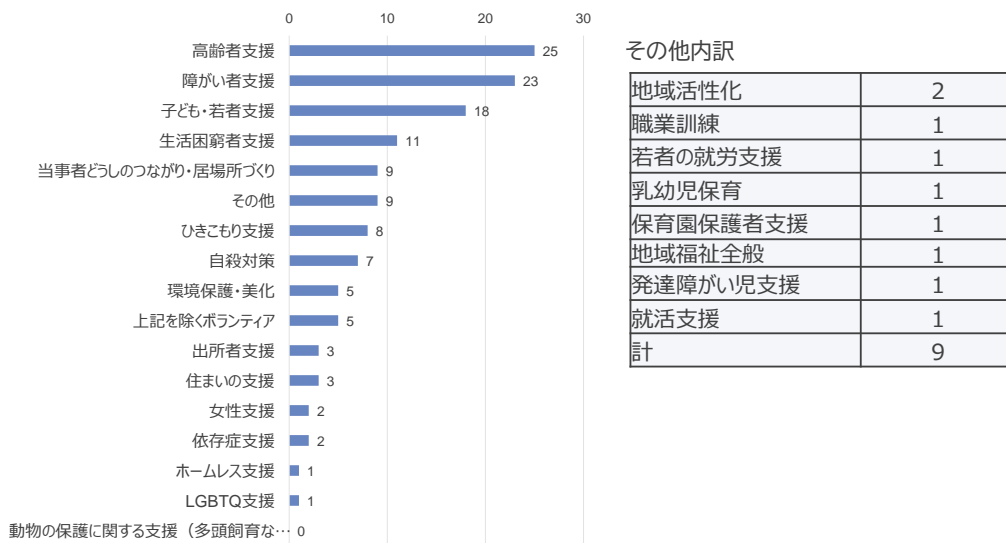


図 17 試行事業：地域資源アンケート-主な活動分野 (N=54)

3.4.2 孤独・孤立対策の試行的事業の効果

県下の3つの市町を対象とした伴走支援では、それぞれのニーズに応じてセミナーあるいはワークショップを実施し、参加者の気づきや課題共有を深めることができた。

官民連携 PF のロゴを印刷したグッズを障がい者就労支援事業所より調達することで就労支援事業を後押しし、かつ連携 PF に参加する子ども食堂等に配布して気運の醸成及び連携 PF の広報効果を期待している。

12月に開催した孤独・孤立対策シンポジウムは講演に対する聴衆の満足度も高く、アンケートでは9割が連携 PF への関心を示した。参加募集資料のダイレクトメールも実施し、結果的に約90団体が PF に参加して2月20日にオープニングセレモニーを開催するに至っている。

4 京都市

4.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

4.1.1 これまでの取組

京都市では、連携 PF の設置に先んじて、令和 3 年度から全庁横断的に「孤独・孤立」対策に係る取組を進めてきた。以下に個別の取組を記す。

○全庁横断的な推進体制の構築

京都市では、令和 3 年 4 月、保健福祉局をチームリーダー、関係各局を構成員とした「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」と呼ぶ）を設置し、これまで個々の課題に応じて、丁寧かつきめ細やかに実施してきた取組の共有・融合、更なる充実・強化を図るとともに、近年顕在化しているヤングケアラーなどの新たな課題についても取組を進めていくこととした。

表 8 京都市 「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」メンバー一覧

PT 役職	所 属	
チームリーダー	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室長
サブリーダー	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部長
	文化市民局	共生社会推進室長
	教育委員会事務局	教育相談総合センター所長
チーム員	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課長
	文化市民局	地域自治推進室地域づくり推進課長
		共生社会推進室男女共同参画推進課長
	保健福祉局	保健福祉部保健福祉総務課労務・調整担当課長
		保健福祉部保健福祉総務課不良な生活環境解消支援・措置担当課長
		障害保健福祉推進室企画課長
		生活福祉部生活福祉課長
		健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長
		健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
	子ども若者はぐくみ局	保健・寄り添い支援担当課長
		健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長
	子ども若者未来部育成推進課長	子ども若者未来部子ども家庭支援課長
	都市計画局	住宅室住宅政策課長
	消防局	予防部市民安全課長
教育委員会事務局	指導部生徒指導課担当課長	

5

出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告書」

令和 3 年度内には計 5 回の会議を開催し、後述する実態調査の結果共有や、対策の検討等を実施した。なお、プロジェクトチームは、令和 4 年度以降も「孤独・孤立対策庁内連絡会議」として取組を継続している。

○実態調査による状況把握

京都市では、令和3年9月～10月、プロジェクトチームを実施主体とし、今後の施策立案・実施等に活かすため、市内142の支援団体を対象に、孤独・孤立に陥るきっかけや、当事者を取り巻く環境（ライフステージや属性、生活環境等）等に関する実態調査を実施し、孤独・孤立に関連する課題が生じる要因を分析した。

表9 実態調査対象一覧

孤独・孤立に関連する課題に対して支援を実施している団体

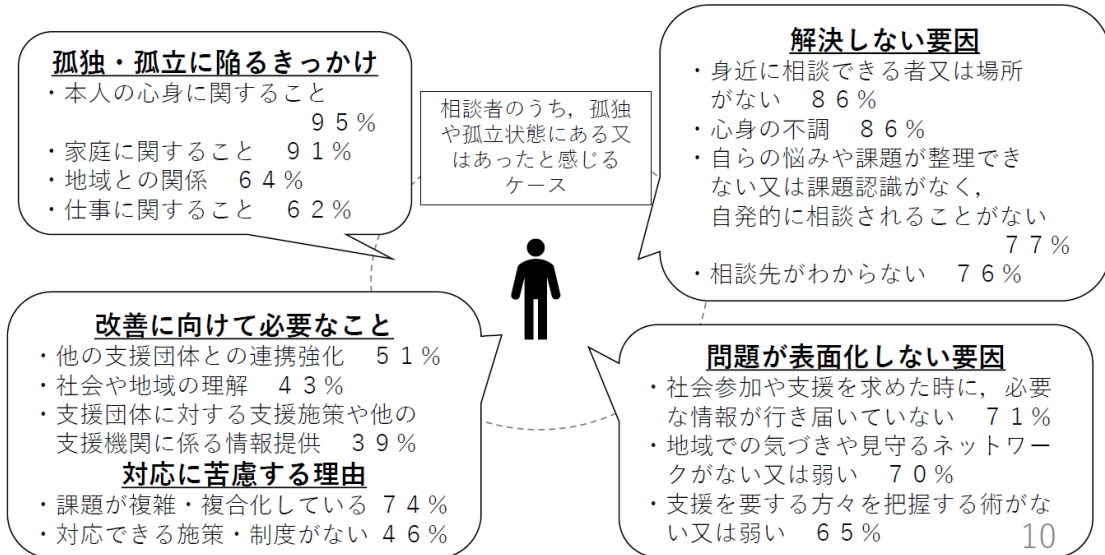
分類	調査先（順不同）
子ども・若者支援	子どもの居場所づくりに取り組む団体【複数】／ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」／ 京都府認定フリースクール【複数】 公益財団法人京都市ユースサービス協会／コミュニティ・スペースsacula
高齢者支援	地域包括支援センター【複数】／京都市高齢者すまい・生活支援事業実施法人【複数】
障害者支援	障害者地域生活支援センター【複数】／京都市障害者休日・夜間相談受付センター／ こころのふれあい交流サロン実施団体【複数】
自殺対策	京都市こころの健康増進センター／京都自死・自殺相談センターsotto／ こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）
生活困窮対策	京都市社会福祉協議会（チャレンジ就労体験事業，生活福祉資金）【複数】／ NPO法人ゆい／きょうと夜まわりの会／ ソーシャルサービス協会ワークセンター／京都自立支援バックアップセンター
ひきこもり支援	京都市ひきこもり支援事業補助金交付団体【複数】／ 「よりそい・つなぐ」相談窓口／よりそい支援員／ NPO京都教育サポートセンター／東山区「不登校・ひきこもりを考える親の会」“シオンの家”
その他	特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都／ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター／京都SARA／ 京都市DV相談支援センター／京都市男女共同参画センター／NPO法人QWR C（LGBTQ関連）／ あんしん支援員／各区社会福祉協議会【複数】／ 住宅確保要配慮者居住支援法人【複数】

9

出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告書」

その結果、相談者の身近に相談できる者又は場所がなく、心身の不調に陥り、問題の解決が難しくなるケースが多いということが明らかとなった。また、課題に気づき見守りを行う地域のネットワークが脆弱であることや、相談者が社会参加や支援を希望していたとしても、必要な情報が行き届かないといったことが原因で、問題が表面化しにくいことも判明した。

「孤独・孤立」実態調査の結果から、孤独・孤立に関連すると思われる様々な課題が、どのような環境、状況下で生まれるのか等を分析し、今後の施策の立案や実施等につなげていく必要があります。
以下の記載においては、結果から見えてきた孤独・孤立状態にある方の状態像を簡単にまとめています。



出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告書」

図 18 調査結果（まとめ）

○ 全体のまとめ

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、相談件数が増加傾向にある。
- とりわけ、自殺対策、生活困窮対策、ひきこもり支援において、孤独・孤立状態にある相談者の割合が高い。
- 孤独・孤立に陥るきっかけとして、本人の心身に関することや、家庭に関することが9割を超える。
- 解決しない要因として、身近に相談できる者又は場所がなく、心身の不調によるものが多い。
- 問題が表面化しない要因として、必要な情報が行き届いていないことやネットワークがない又は弱いが多い。
- 対応に苦慮をする理由として、課題が複雑・複合化しており、改善には支援団体間での連携強化が必要

出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告書」

図 19 調査結果（全体まとめ）

表 10 プロジェクトチームにおける検討経過

開催日	主な検討内容（※）
令和3年4月1日（木）	<p><プロジェクトチーム 設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立に起因する様々な社会問題に関して、本市施策・取組の融合、更なる充実を図るとともに、新たな社会問題に取り組むため設置。
令和3年4月30日（金）	<p><第1回会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立対策に関する本市の主な取組状況と課題の共有 ・ 今後のプロジェクトチームの進め方について協議
令和3年6月11日（金）	<p><第2回会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な情報発信の検討 ・ 「孤独・孤立」実態調査についての検討 ・ ヤングケアラー部会の設置
令和3年10月1日（金）	<p><第3回会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の融合による効果的な対応策の検討 ・ 自殺防止に関する相談体制等の周知強化 ・ 無戸籍者への支援 ・ 孤独・孤立対策の方向性の検討
令和4年1月13日（木）	<p><第4回会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「孤独・孤立」実態調査の結果の共有 ・ 「ヤングケアラー」実態調査の結果の共有 ・ 今後の事業展開 ・ 「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」報告書（案）の検討
令和4年3月23日（水）	<p><第5回会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」報告書（案）の検討 ・ 今後の取組方針
令和4年5月10日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告会 ・ 講演「自殺対策～現状と京都市の取組～」

※ このほか、各回において孤独・孤立対策に関する国の動向や、本市が行った実態調査の結果速報等の情報について共有している

出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチームのこれまでの取組経過」²をもとに NTT データ経営研究所作成

4.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ

これまで京都市においては、自殺対策や生活困窮対策、ひきこもり支援やごみ屋敷対

²<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000294/294444/koremade-notorikumikeika.pdf>（2023年3月13日確認）

策等、孤独・孤立の問題に関連の深い分野において、それぞれの分野で充実した対応を講じてきた。しかし、前述の実態調査の結果、それらの対応を講じる時点においては、既に孤独・孤立状態が長期化・深刻化し問題が複雑化している場合が多いということが明らかとなった。また、孤独・孤立の問題は様々な要因により発生することから、抜本的な施策を見出すこと、行政のみの施策で課題解決につなげることは困難であるとの課題認識に至った。

プロジェクトチームは、令和4年3月に報告書を公表し、その中で次のとおり今後の孤独・孤立対策の方向性と、これを具体化するための取組事項を示した。この中で、連携PFにあたる「孤独・孤立に関する連携協定」の構想が公表された。

表 11 報告書において示された今後の孤独・孤立対策の方向性

方向性	主な具体の取組（予定）
視点1：「孤独・孤立」に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、重層的な支援体制を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携PF（孤独・孤立に関する連携協定）の締結
視点2：地域のつながりを高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、支援につながりやすい環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活性化の推進 ・ 子どもの居場所と高齢者の居場所の連携（多世代交流）促進
視点3：「孤独・孤立」に関する様々な問題に柔軟に対応できる取組を展開する	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトチームにヤングケアラー部会を設置し、実態調査を実施した上で、必要とされる支援のあり方等について検討 ・ コロナ禍により顕在化した貧困等へ対応するため、市民の意識啓発、相談支援、居場所づくり、就労支援等の事業を実施
視点4：漠然と「孤独・孤立」に悩む方にしっかりと情報が届くよう、広報の方法等も含めて対象者へのアプローチの方法を工夫していく	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立を冠したテーマごとの相談先の情報発信の充実 ・ 各相談窓口における「気づき」「つなげる」取組の推進

出典：京都市「孤独・孤立対策プロジェクトチーム報告書」³をもとに NTT データ経営研究所作成

4.2 プラットフォーム設立に向けた取組

4.2.1 プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

- 目的

³<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000294/294444/houkokusyoo3.pdf> (2023年3月13日確認)

孤独・孤立の問題に関連の深い個別の課題に対しては、既に様々な団体等が地域などにおいて取り組んでいるところ、京都市と関係機関、団体が相互に連携し、横のつながりを強化することで、各取組を融合するなど、複雑・複合化した孤独・孤立の問題に関して悩みを抱えている方に向けて、より重層的な支援体制を構築することを目的とした。

- 機能

各団体間の連携事項について、次の4点が掲げられている。

- 孤独・孤立に関連する相談対応に関すること：京都市 HP の孤独・孤立相談先の一覧にカテゴリごとに掲載
- 状況に応じて必要な相談支援につなげること：国 HP や京都市 HP を確認するなどして、必要に応じてその他の相談支援につなげる
- 京都市及び各関係団体における相互連携・情報共有に関すること：京都市と協定団体は、SNS 等を活用し、必要に応じて相互連携・情報共有を図る
- その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること

4.2.2 プラットフォームの体制

- 体制

京都市では、連携 PF を新たに設置することとした。

連携 PF には、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関に加えて、子ども食堂や子育て支援団体等も参加している。また、NPO 法人以外に、居住支援法人等の民間企業も参加しており、参加団体の総数は令和 5 年 3 月 16 日時点で 125 団体となっている。

- 参加団体の選出方法

連携 PF の立ち上げに際しては、令和 3 年度のプロジェクトチームにおいて実施した実態調査で回答があった 142 団体に対し、「孤独・孤立に関する連携協定」の参画意向を確認し、同意のあった団体との間で「孤独・孤立に関する連携協定締結式」を開催した（令和 4 年 9 月 1 日）。式には市長も出席したほか、開催時点での参加団体が Web 参加し、連携 PF の概要説明や意見交換等が行われた。この式に関するマスコミ報道を通じて連携 PF の存在を知り、参加することになった団体もある。

その後、参加団体の募集・受付を市 HP 上で行っているほか、京都市から支援団体の集まりで説明を行うなど、個別の団体に対して働きかけ、参加をお願いすることもあった。広報媒体としては、次のようなチラシを使用している。

孤独・孤立に関する連携協定 参画団体募集中

京都市では、孤独・孤立に関する課題に関して取り組む関係団体等の横のつながりを強化することで、複雑・複合化した課題を抱える方にとっての重層的な支援体制を構築するため、関係団体等と「孤独・孤立に関する連携協定」を締結しています。

随時参画団体を募集しておりますので、趣旨に御賛同いただける皆様の御参画を心からお待ちしております。

連携協定に参画するメリット

1 他の支援団体等とつながる

連携協定に参画している支援団体等の連絡先を相互に共有できます。それぞれの団体は、市内の各地域で、あらゆる分野での支援に取り組まれています。

「困っている人の相談を受けたけど、自分たちの支援だけでは全ての課題を解決することができない・・・」そんな時、スムーズに他の団体等につながることができ、困りごとを抱えた人が早期に必要な支援を受けられることが期待できます。



2 情報を入手できる、学べる

孤独・孤立対策に関して、京都市や国が発信する情報や各団体の取組事例紹介、意見交換等を通じて、日々の活動に活かすことができます。



連携協定への参画を御希望される場合は、以下のページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000304230.html>

※参画に当たり、本市において審査を行いますので、あらかじめ御承知おきください。



問合せ先 京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
(電話) 075-222-3411 (FAX) 075-222-3416
(メールアドレス) kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

図 20 連携 PF 参画団体募集チラシ



図 21 孤独・孤立対策に関する連携協定締結式（令和 4 年 9 月 1 日）
※左は協定参加団体の代表者、右下には大門市長が協定書を掲げている。

4.2.3 プラットフォームでの協議事項

令和 4 年 9 月 1 日に開催した「孤独・孤立に関する連携協定締結式」において、コロナ禍（第 6 波）の最中であったこと、参画団体が 120 団体（当初）と多数であったことを踏まえ、対面ではなくオンラインでの開催とした。

4.2.4 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦労した点

● 工夫した点

○参加メリットの明示

参加団体の募集にあたっては、以下のように参加のメリットを前掲のチラシに明示する等して訴求させることを心掛けた。

- ・ 他の支援団体等とつながる：自分たちの支援だけでは全ての課題を解決することができないような相談を受けた場合に、スムーズに他の団体等につなぐことで、相談者が早期に必要な支援を受けられるようにすることができる
- ・ 情報を入手できる、学べる：孤独・孤立対策に関して、京都市や国が発信する

情報や各団体の取組事例紹介、意見交換等を通じて、日々の活動に活かすことができる

○幅広い参加の呼びかけ

相談窓口を設置している団体以外にも、例えば、高齢者や孤独死リスクがあり、通常賃貸住宅への入居受け入れが困難とされている方々を受け入れる活動に取り組んでいる不動産関連企業等、幅広い団体へ参加を呼び掛けた。

● 苦労した点

○参画団体の負担軽減

参画団体の中には、経常業務で多忙を極めるなか、連携 PF 参画により新たな業務負担が増加することを懸念する声もあった。3.2.1 に記載の各団体間の連携事項については、参画団体の中で可能な範囲での協力を求めている。

また、参画団体への照会は京都市ホームページ内のフォームを活用し、メールでの返信不要とするなど、事務的な負担軽減に取り組んでいる。

4.3 プラットフォーム形成後（形成途中）の取組

4.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか

京都市における連携 PF の本旨は、「横のつながりの強化」であることから、立ち上げ後間を置かず、参画団体間で次のような情報を共有するためのシートを準備し、参画団体へ記入を依頼。京都市で取りまとめのうえ共有を行っている。

- 団体の名称、連絡先（電話番号、メールアドレス、ホームページ）、活動地域
- 支援対象（「自殺防止、子ども・若者、生活困窮、ホームレス、ひとり親、女性、DV・虐待、ひきこもり、再犯防止、外国人、高齢、障害、その他」より選択
- 団体概要（200 字程度で記述）

今後、関係者の認識・課題意識を共有する環境を整え、京都市からの発信だけでなく、団体からの情報発信も活性化させていく。

また、参画団体に拡大に向けては、大学や寺社、民間企業等で更なる参画の余地があるとの指摘があり、今後の課題の一つとなっている。

4.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか

令和 3 年度のプロジェクトチームにおいて、効果的な情報発信の検討を行い、京都市ホームページに孤独・孤立対策の情報を一元化したページを新たに作成した。

令和 4 年度は「孤独・孤立に関する連携協定」参画団体の情報や、後述するデジタルツール「京都市版お悩みハンドブック」の情報を追加した。

「京都市版お悩みハンドブック」においては、京都市の広報紙「きょうと市民しんぶん」や京都市公式 SNS（LINE、Twitter、facebook）で情報発信するなど、市民への周知・意識付けに資する取組を実施している。

今後は、連携 PF の認知度を向上させることで、より多くの参加団体を促すため、周知広報活動に取組、孤独・孤立対策に取り組む機運を高めていく。

試行事業の内容は、次のとおりである。

表 12 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先 (予算配分)
お悩みハンドブック 京都市版構築業務	株式会社グラフィアーにおいて提供されている、「お悩みハンドブック」の京都市版を構築する（初期費用）	孤独・孤立に関して悩みを抱える市民個人々人に応じた、支援制度・相談先を知らせること。	2022.12.1	株式会社グラフィアー (500,000)
お悩みハンドブック 京都市版及びPFの 周知に関するチラシ・ ポスターの制作	お悩みハンドブック京都市版及びPFの周知をするチラシ・ポスターを作成する	作成したお悩みハンドブック京都市版を広く知ってもらい、活用してもらおう。 また、PFについても周知を図り、新たな参加者を募る。	2023.2	丸井工文社 (250,000)
			計	(750,000)

4.3.3 次年度以降予定している取組

○デジタルツールの活用

京都市では、令和 5 年 2 月までに、市民が Web ページ上で自身の悩みごと等に関する 10 問程度の質問に回答していくことで、市民がそれぞれのニーズに適した支援制度や相談窓口等を知ることができるツールである、「京都市版お悩みハンドブック」を開発、実装し、令和 5 年 3 月にリリースした。

令和 5 年度も引き続き当デジタルツールを活用することにより、夜間休日においてもシステムの自動応答によって対応することが可能となることから、支援体制の強化につながることを期待される。

なお、「京都市版お悩みハンドブック」は、京都市で活用されることを目的としてゼロから構築されたシステムではなく、株式会社グラフィアーにおいて全国の自治体等に向けて広く提供されている「お悩みハンドブック」のシステムに、京都市として市民向けに展開したい情報を入れるという形でカスタマイズされたものである。

当初は、システムそのものについて、ゼロから京都市に固有のものを構築することも検討されていたが、その場合、システムの運用・更新等を京都市自ら実施する必要がある、費用等の負担が大きくなることが懸念された。そのため、システムそのものの運用・更新等に関して委託先事業者に対応を委ねることができる現在の方法が採られることとなった。

支援を使いこなそう！

お悩みハンドブック

Powered by Graffer

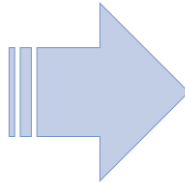
あてはまる悩みにチェックをつけると、
役立つ支援がわかります

- 気分が落ち込む → 相談窓口
- やめたいのにやめられない… → 支援制度
- 水道光熱費が払えない… → 支援制度
- 借金・ローンの返済が… → 支援制度
- 相手の言う通りにしないと怒られる → 相談窓口
- 嫌なことをされる… → 支援制度
- 無視される… → 支援制度

完全無料・登録不要

スタート

質問に回答していくと
自治体の支援や
相談窓口が表示
される



Graffer お悩みハンドブック

【重要】URLに回答などの情報が入っています

手続が多すぎると…
何から始めていいんだらう…？
困りごとをうまく伝えられるかな…？
そんなときは？

回答情報をシェアして
一緒に悩んでもらおう

解決に役立つ支援
現在 6 件を表示中 (全46件)

絞り込む

絞り込み条件: 相談窓口, 権利の侵害, しごと

相談窓口

相談窓口 (法律を使った解決策の案内)

法テラス

特徴: 生活影響が大きい

＋気になる

解説を読む

相談窓口

ハローワークの専門的な情報提供窓口 (子育て)

しごと

図 22 試行事業：お悩みハンドブック 京都市版

声をあげよう!!

HELP!
こっちに
気付いて!

家族

ちゃんと
見てるよ〜

支援機関

やった〜

声を届けよう!!

友達・同僚

悩みごとがあるとき ^{こえ} ためらわずに声をあげよう
^{こま} 困っている人がいたら ^よ まよわずに寄り添おう
^{すこ} 少々の勇気 ^{すこ} 少々のやさしさ ^{みらい} つながる未来

発行：令和5年3月／発行所：京都府社会福祉協議会
 京都府社会福祉協議会
 京都府千代田区 042-309 号

悩みごとの困りごとがあるときも、
 24 時間いつでも
 支援制度・窓口をお案内する
 「京都府お悩みハンドブック」を
 是非お借ください。

お悩みハンドブック

https://cocompass.gr.jp/handbook-city-kyoto/lan-cng?c.hn.source=pc&code&utm_medium=lie

図 23 試行事業：お悩みハンドブック京都市版の広報（ポスター、チラシ 1 枚目）

京都市では、孤独・孤立対策の取組を推進しています

～「声をあげやすい」「声をかけやすい」地域共生社会の実現に向けて～

◎孤独・孤立とは？

孤独

…ひとりぼっちである精神的な状態
寂しいことという感情

- ★ 主観的なもの
- ★ 孤独の感じ方は多様
- 目に見えにくいもの
- 孤独(感) から孤立につながる



孤立

…つながりや助けのない状態

- ★ 客観的なもの
- ただし、主観的な要素も入り込む
- 目に見えやすいもの
- ごみ屋敷、ひきこもり など



◎孤独・孤立により表面化する課題は多岐にわたります。

孤独死 自殺 生活困窮 ひきこもり 虐待・DV 再犯 ごみ屋敷 など

◎孤独・孤立状態が長期化するほど課題が複雑になり、解決が困難になることから、予防と早期発見、早期対応の視点が重要です。

◎「声をあげやすい」「声をかけやすい」地域共生社会の実現に向けて

- ① 支援制度や窓口がわからない人に必要な情報を届ける
- ② 相談に至っていない人に対して、相談するハードルを下げる
- ③ 周囲の人が当事者に声をかけるきっかけをつくる



活用ツール 問い合わせチャットボット「京都市版 お悩みハンドブック」

Web 上で質問に答えると、困り事に応じた支援制度・窓口を案内

https://compass.g.aifer.jp/handbook-city-kyoto/landing?utm_source=qr&utm_medium=flier



◎京都市の「孤独・孤立に関する連携協定」について

京都市では、孤独・孤立に関する課題に関して取り組む関係団体等の横のつながりを強化することで、複業・複業化した課題を扱う方にとっての革新的な支援体制を構築するため、関係団体等と「孤独・孤立に関する連携協定」を締結しています。

◎「孤独・孤立に関する連携協定」参画団体を募集しています。

孤独・孤立対策に関心をお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

※参画団体の一覧や参画登録フォームなど、連携協定の詳細はこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/nokenfukushi/page/0000304230.html>



【問合せ先】京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

☎ 075-222-3411 ☎ 075-222-3416

✉ kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp

発行：令和5年3月 / 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
京都市庁舎 京都市庁舎 京都市庁舎 044950号



図 24 試行事業：連携 PF の広報（チラシ 2 枚目）

○連携 PF 参加団体間のネットワーキング

参加団体間の横のつながりを強化するため、研修会等のイベントを開催する等、連携 PF の参加団体が集まって情報共有・意見交換を行うことのできる場を設けることを予定している。

○連携 PF やデジタルツールの周知広報

前述のデジタルツールが多くの市民に認知・活用されるよう、ポスターやチラシを活用した周知広報に取り組む。併せて、各種広報媒体を通じてデジタルツールへのアクセスにどれだけつながったのか分析し、今後、広報を検討するうえでの参考にする。

また、連携 PF についても、更に多くの団体に参加を促すため、デジタルツールと併せて周知広報を行っていく。

○予防的な対策

政府の「孤独・孤立対策の重点計画」において、「予防」の観点から施策を推進することが掲げられているところ、京都市においても、孤独・孤立の状況が深刻化する前の段階で、市民が気軽に足を運ぶことができる場を提供するための取組を実施する予定である。

なお、個別の分野において、例えば高齢者支援に関しては、高齢者同士や高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立の防止、認知症の早期発見及び進行防止、介護予防等を図るため、高齢者が自由に集うことができる「健康長寿サロン」の設置が市内各所で進められている。このような既存の取組を行っている庁内の部署と連携し取組を進める。

5 三原市

5.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

5.1.1 これまでの取組

三原市では、これまで、孤独・孤立問題に関連する課題ごとに協議体を設置し、支援に関する情報交換や報告を行ってきた。具体的には、自殺予防、ひきこもり支援、生活困窮者支援、虐待・DV 被害者支援、障害者支援、ヤングケアラー支援、子育て支援等における課題に対し、保健福祉部内のそれぞれの担当課で取り組んでいる令和3年度には「重層的支援体制整備に向けた事務局会議」を設け、別途実施している個別支援会議における案件の受理状況や支援方針、状況共有を行っている。それぞれの取組を以下に示す。

○自殺予防

保健福祉課が所管する「三原市自殺対策庁内連絡会」および「三原市自殺対策連携推進会議」において自殺対策が協議されてきた。「三原市自殺対策庁内連絡会」は、三原市における自殺対策の実施に関する庁内組織の相互連携を推進することを目的としている。「三原市自殺対策連携推進会議」は、自殺対策において関係機関・団体が連携し総合的な対策の推進を図ることを目的としている。また、保健福祉課により自殺関連の相談対応を行っている。

○ひきこもり支援

保健福祉課が所管する「ひきこもり支援事業」においては、庁内関係課会議により、ひきこもりの実態把握、課題の明確化と今後の施策の方向性を整理するとともに「ひきこもり支援に係る支援機関連携会議及び研修会」により連携を図ってきた。これらは、ひきこもり状態の人及びその家族に対する相談支援体制の構築や、支援機関の資質向上とネットワークの強化を目的としている。また、保健福祉課によりひきこもり関連の相談対応を行っている。

○生活困窮者支援

社会福祉課が所管する「三原市生活困窮者自立支援制度等庁内連絡調整会議」において生活困窮者支援が協議されてきた。同協議体は、生活困窮者自立支援法および子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する事業の総合的な推進に関し、関係部署間の連絡調整を円滑に行うことを目的としている。また、社会福祉課による生活困窮関連の相談対応を行っている。

○虐待・DV 被害者支援

高齢者福祉課が所管する「高齢者及び障害者への虐待並びに配偶者からの暴力防止ネットワーク協議会」において虐待を受けている者への支援が協議されてきた。同協議体は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、DV 防止法に基づき、被虐待者の支援に必要な関係機関と、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力を受けている者の早期発見及び適切な保護に関する情報共有、及び連携体制の構築を図ることを目的としている。それぞれの相談支援対応については、高齢者虐待は高齢者福祉課、障害者虐待・DV は社会福祉課、また、児童虐待の相談対応は保健福祉課が行っている。

○障害者支援

社会福祉課が所管する「三原市地域自立支援協議会」において障害者支援が協議されてきた。同協議体は、障害者総合支援法に基づいて、障害者の支援に携わる関係者が協働して、福祉、保健、医療、雇用、教育等の様々な課題について協議する目的で設置し、障害者が住みなれた地域で安心して生活できる支援体制を構築するために協議している。また、社会福祉課と相談支援委託事業者が、障害者虐待への相談や支援対応を行っている。

○ヤングケアラー支援

子育て支援課が所管する「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の庁内連携会議」においてヤングケアラー支援が協議されてきた。同協議体は、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、福祉・介護・医療・教育の関係機関の連携を推進するとともに庁内関係課が連携して支援策の検討を行い支援につなげることを目的としている。また、子育て支援課と保健福祉課によるヤングケアラー関連の相談対応を行っている。

○子育て支援

子育て支援課が所管する「子ども・子育て会議」および保健福祉課が所管する「三原市子育て世代包括支援事業連携推進会議」において子育て支援が協議されてきた。

「子ども・子育て会議」では、子ども・子育て支援施策の推進に関する調査審議等を行っている。

妊娠期からの子育て世代に対し、関係機関・団体が連携し安心して生み育てる環境を整備し、子育て世代に対する相談・育児支援を切れ目なく一体的に実施することを目的としている。また、保健福祉課による相談対応を行っている。

○重層的支援体制

令和3年度から高齢者福祉課と社会福祉協議会が中心となり、複雑化・複合化した課題を抱える事例について、多機関協働により課題の解きほぐしを行っている。また、案件の受理状況や支援方針等を、保健福祉部各課と状況共有を行っている。更に、事例を通じて、三原市の重層的支援体制整備の在り方を検討する役割も担っている。

上記の他にも以下のような協議体が設置されている。

○権利擁護

市（高齢者福祉課、社会福祉課、保健福祉課）と社会福祉協議会により、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、「権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議」が運営されている。同協議体は、三原市内に在住する認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護に係る諸課題、また既存の制度で解決困難な複合的課題をもつ生活困窮世帯への支援を推進するため、関わる行政機関、民間団体等で地域連携体制を構築し、法的根拠や専門的知見から個別事例の検討を行うとともに、三原市における権利擁護支援の在り方を検討している。

○地域課題

高齢者福祉課と社会福祉協議会により、介護保険法（地域支援事業）に基づく「生活支援体制整備事業により設置した協議体（第1層～3層）」を運営している。同協議体は、生活支援体制の整備を行うにあたり、地域における多様な主体の参画を求め、定期的な情報の共有・連携強化の場として、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的として設置している。

5.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

上記のように、課題ごとに10を超える協議体（会議体）が設置され個別での取組が推進されている中、新規に発生する支援事例が抱える課題が複合的になる傾向が見られ、これら複合化課題の多くが孤独・孤立の状態につながり、より課題解決の困難さにつながっている状態があった。そこで、それぞれの課題ごとに対応するのではなく、全体的に孤独・孤立の対応について、実務者レベルを含めて連携を可能にする場が必要であるとの認識が持たれるようになった。このために三原市においては、既存の会議体の整理統合により、社会的孤独・孤立対策を推進する支援関係者の連携強化の実現に向けた官民共同のプラットフォームの位置づけを目指している。

● 官民連携 PF の目的

- ① 複合課題の対応における事例や、孤独・孤立対策に関する情報共有や、研修、連携体制の強化により、市全体の対応力強化を図る
- ② 複合的な課題を抱える事例への支援において、実務者レベルでの連携強化を実現すること

● 官民連携 PF の機能

官民連携 PF の役割は、以下の4つである。

- ・ 支援関係者の顔の見える連携体制づくり
 - ・ 各種会議体における個別支援会議のバックアップ
 - ・ 各協議体の抱える課題の共有
- 支援者の資質向上に向けての研修会開催

5.2 プラットフォーム設立に向けた取組

三原市における連携 PF 立ち上げまでの行程は、次のとおりである。令和4年11月から令和5年2月にかけて、本事業における試行的事業を活用し、既存の協議体等の実態把握と今後の方向性の検討を行った。具体的には、以下2点の実態把握と検討を行った

- ・ 地域共生に係る協議会・連絡会議等が様々存在し、現場の負担となっていたことから、PF 立ち上げに先立ち、現状の実態把握を行い、PF 形成に向けた方向性を検討
- ・ 当該分野における相談窓口の状況についても現状の実態把握を行い、機能の再検討や市民向け周知の方向性を検討

また、令和4年12月には、株式会社サーベイリサーチセンターへの委託により市民向けアンケート調査『三原市“人とのつながり”、“地域とのつながり”に係る調査』を実施した。本調査では、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に、孤独・孤立に関する実態・意識調査を実施し、今後の運営の基礎的情報を確保した。

以上の取組を踏まえ、三原市においてプラットフォームとなる協議体の設置を3月中に公表する予定となっている。

5.2.1 プラットフォームの検討体制・協議事項

● 体制

三原市は、プラットフォームを構成する部会として既存の各種協議体を配置し、令和5年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、権利擁護に係る地域連携ネットワークを拡大し、(仮称)地域共生連携ネットワークとして位置づける予定。

なお、既存の協議体の一部は整理統合する。各協議会等で取り扱った課題については、令和5年度から実施する重層的支援体制整備事業において設置する「地域共生センター⁴⁾」が全体会議での共有や研修会の際活用する。また、それぞれの協議体にはその課題を検討する個別会議があり、複合的な課題等により解決困難な事例は、地域共生センターが多機関協働により対応する。

各協議会等の構成員に対しては、全体会議において報告をする。

地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク

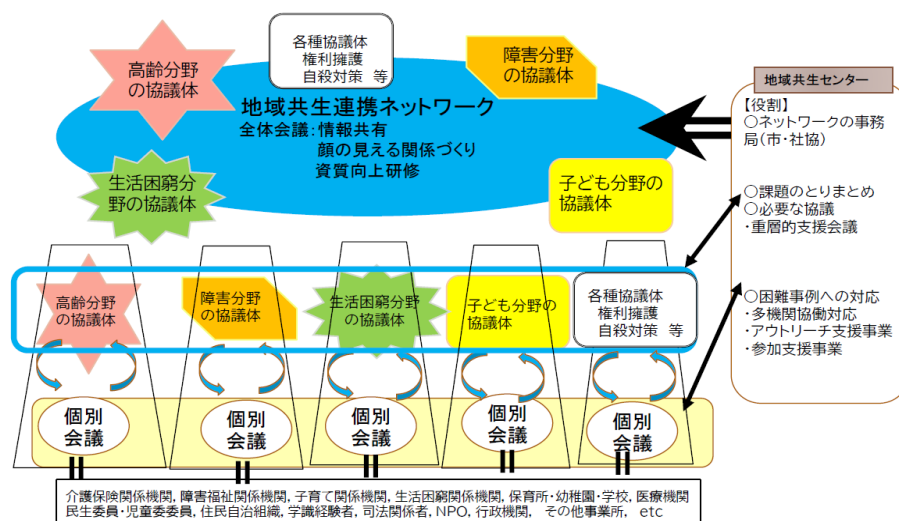


図 25 連携PF組織図イメージ

⁴⁾ 補記：三原市市長会見（令和5年5月16日）

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/136739.pdf>

- 構成員、参加団体の選出方法

構成員及び参加団体は、三原市役所保健福祉部が設置している上述の各種協議体の構成員をベースとする。既存の各種協議体には、庁内関係課や社会福祉協議会に加え、地域包括支援センターや医療機関、学校、学識経験者等、庁内外の構成員及び団体が参加しており、連携PFにおいても同様の体制を引き継ぐものとする。

- 協議事項

連携PFの設立にあたり、庁内関係課間での実態の共有や協議体の整理統合の可能性に関する意見共有が行われた。具体的には、各協議体の設置根拠、目的、構成員、開催頻度、議題、今後の課題が各所管課から共有された。

5.2.2 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点

- 工夫した点

三原市では既述のとおり当該分野に関する協議体が既に13存在しており、それぞれ独立して動き、連携が十分でなかった。そのため、プラットフォーム形成に先立ち、まず実態把握調査を実施し、部内でどのような会議体が存在し、どのように運営されているのか棚卸調査を実施した。その上で、それぞれの協議体の機能や性質を踏まえ、2つ程度の会議体をベースに令和5年度設置の地域共生センターをプラットフォームの事務局として位置づけることで、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

- 苦勞した点

庁内に関連する協議体が13協議体設置されているため、既存協議体のスコープ整理や整理統合の模索について苦勞した。協議体自体は開催頻度、対象、目的等が各々異なる。そのため、一度一覽で整理したうえで、整理統合するものと、従来のとおり独立して活動するものに分けて整理することで、プラットフォーム設置後も、安定的に運営できる体制を模索した。

5.3 プラットフォームの形成後（形成途中）の取組

5.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行うか

既述のとおり連携 PF については権利擁護に係る地域連携ネットワークの下に既存の各協議体を部会として位置づけ、各協議体の運営をサポートしていくとともに、これまで個別に行われてきた部会の運営状況についても全体として共有できる体制を構築することで、より綿密に情報やノウハウの共有ができる組織体を目指す。

5.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識づけをどのように行うか

試行的事業にて実施したアンケート調査の結果とあわせて、社会的孤独・孤立防止を推進する協議体の立ち上げについて報道機関への投げ込みも含めて住民向けの周知を行う。

5.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか

庁内での情報共有及び市民を対象としたアンケート調査を実施することで、まずは実態を把握することを優先させた。

合わせて上記記載のとおり、協議体の調査と見直しの方向性について検討を行うことで、より実態に即し機能する運営体制と支援方法の構築を志向した。

5.3.4 次年度以降予定している取組

上述のとおり、来年度既存の権利擁護に係る地域連携ネットワークを拡大して、地域共生ネットワークとして位置づけることで、孤独・孤立防止対策の推進を図っていく。運営の事務局は庁内関係課と社会福祉協議会とし、検討の必要なものは関係機関と社会福祉協議会、市からなる重層的支援会議で行う。

また、年 1 回程度の全体会議を開催し、各部会の活動状況について情報共有するとともに、顔の見える関係づくり、セミナー等による支援者の資質向上も図っていく。

5.4 孤独・孤立対策の試行的事業の実施

5.4.1 孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容

試行事業の内容は、次のとおりである。

表 13 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先 (予算配分)
アンケート調査	無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に無記名方式でアンケート調査を実施	“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査を行い、計画策定等に当たってのインプット情報とする	2022.11.14 ～ 2023.2.28	サーベイリサーチセンター (3,454,000)
地域共生関連分野の会議体の調査、見直しの整理	三原市役所保健福祉部の各課が所管する地域共生関連分野の協議会等の会議体を棚卸しを行い、改善の方向性を検討	連携PFの設置を前に、協議会等の体制の最適化を図る	2022.11.25 ～ 2023.2.28	NTTデータ経営研究所 (2,000,000)
相談窓口・支援業務の整理	三原市役所保健福祉部の各課が担当する孤独・孤立関連の相談窓口および支援業務の現状を整理し、今後の方向性を検討する	相談窓口・支援業務の負担を削減する		
			計	(5,454,000)

既述のとおり、「人とのつながり」、「地域とのつながり」等に係る意識調査（15歳以上64歳以下の市民・無作為抽出）によるアンケート調査を実施し、孤独・孤立対策をはじめ、当該分野の計画策定等を念頭に置いた現状把握調査を実施した。

併せて、「協議会・会議体及び相談窓口・支援業務の整理」を行い、連携PF導入後を見据え、実施体制・支援方法の検討を進めていった。

三原市“人とのつながり”，“地域とのつながり”に係る調査

市民の皆様には、日頃から市政に対するご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。本市では令和5年度に「三原市地域福祉計画」の策定を予定しています。この計画は、住民の皆様とともに行政や関係団体が一体となり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためのものです。

この度、市民の皆様に対し“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査を行い、計画策定等に当たっての貴重な資料とさせていただきますと考えております。

この調査は、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に無記名方式で実施します。統計的な集計・分析だけに活用させていただくもので、あなたのお名前や回答内容が外部にわかることは一切ありません。

大変お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年12月

三原市長 岡田吉弘

ご記入に当たってのお願い

- 質問は、ご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
ご本人の記入が難しい場合は、ご本人の意向を確認いただき、ご家族の方等がご記入ください。
- 調査票や封筒にあなたのご住所、お名前を記入する必要はありません。
- ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○をしてください。選択肢で「その他」を選択した場合は（ ）内に内容を具体的に記入ください。
- ご回答は、設問ごとに（○はひとつだけ）（○はいくつでも）などと表示していますので、それに合わせてください。
- 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。
- 本アンケート調査は、個人情報の取り扱いに係る作業は三原市が実施します。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）で12月23日（金）までにご投函ください。返送先は調査の実施・集計を委託している株式会社サーベイリサーチセンターになります。

三原市保健福祉部 高齢者福祉課
電話(直通):0848-67-6055
(担当 岡本・中元・佐藤)

図 26 アンケート調査 調査票表紙

所管部門	寄せられる相談内容
高齢者福祉課	知人と連絡が取れない。
高齢者福祉課	新聞屋、郵便局から安否確認依頼。(生協も)
高齢者福祉課	認知症の人のひとり歩き。
高齢者福祉課	行方不明になった。
高齢者福祉課	妄想になり近隣の人が困惑している。
高齢者福祉課	寂しい。
高齢者福祉課	話し相手が欲しい。(ただし集団ではトラブルおこす)
高齢者福祉課	家族が認知症かも。
高齢者福祉課	本人は病院拒否。
高齢者福祉課	近所がごみ屋敷になっている。どうにかしてほしい。
高齢者福祉課	近所の高齢者の行動に迷惑している。(大声や度重なる訪問等) 認知症では? どうにかできないか。
高齢者福祉課	物がなくなる。泥棒が入る。(本人からTEL) (本当かどうかは不明)
子育て支援課	ヤングケアラーの疑いのある子がいるのだが…どうすればよいか民生委員からの相談
子育て支援課	「毎日、自分の時間がなくてしんどい。」と子ども本人からラインで相談
子育て支援課	ヤングケアラーの疑いのある子がいると家族を担当している事業所の担当者からの相談
社会福祉課(女性相談)	夫暴力
社会福祉課(女性相談)	離婚問題
社会福祉課(女性相談)	精神的問題
社会福祉課(女性相談)	家庭不和
社会福祉課(障がい者)	精神疾患のある人から、特に緊急性もなく対応にも困る内容の相談がある。
社会福祉課(障がい者)	緊急対応(居室等の確保)が必要となった人への対応。障害者手帳はなく制度の狭間の場合もある。
社会福祉課(生活困窮)	収入、生活費に関する相談(経済的困窮)・病気で働けない・医療費が払えない・貸付の相談
社会福祉課(生活困窮)	住まいに関する相談・家賃について(家賃が払えない)・家賃の滞納等・住居確保給付金の相談
社会福祉課(生活困窮)	病気や健康、障害に関する相談・病気の相談・認知症等(近所からの相談も含む)
保険福祉課(自殺・ひきこもり)	精神保健の中での、自殺念慮・自殺企図・うつ状態・うつ病及び自殺の要因になり得る悩み事(健康問題・経済・生活問題・家庭問題・勤務問題・男女問題・学校問題)
保険福祉課(自殺・ひきこもり)	様々な要因を背景として、社会参加を長期に渡って回避するひきこもりの相談(家族からの相談)
保険福祉課(母子・児童虐待)	育児の方法がわからない、育児を相談する人がいない
保険福祉課(母子・児童虐待)	子どもの発達について不安がある
保険福祉課(母子・児童虐待)	借金がある
保険福祉課(母子・児童虐待)	不登校で姿が見えない
保険福祉課(母子・児童虐待)	ヤングケアラー

図 27 各相談窓口寄せられる主な相談内容の整理結果

5.4.2 孤独・孤立対策の試行的事業の効果

市民を対象としたアンケート調査は、令和3年12月に政府が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」を参考に設問設定や調査結果分析を実施した。アンケート調査では、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,4000人を対象に、計27問の質問が記載された調査票を郵送し、回答を返送してもらう形式をとった。調査の結果、996名から回答があった(回答率41.5%)。回答の分析により、主観的感情としての孤独の状況や、客観的概念としての孤立の状況、不安や悩みの相談に関する状況、地域とのつながり、新型コロナウイルス感染拡大の影響についての実態を把握することができた。一部の質問については、全国調査との比較も実施した。

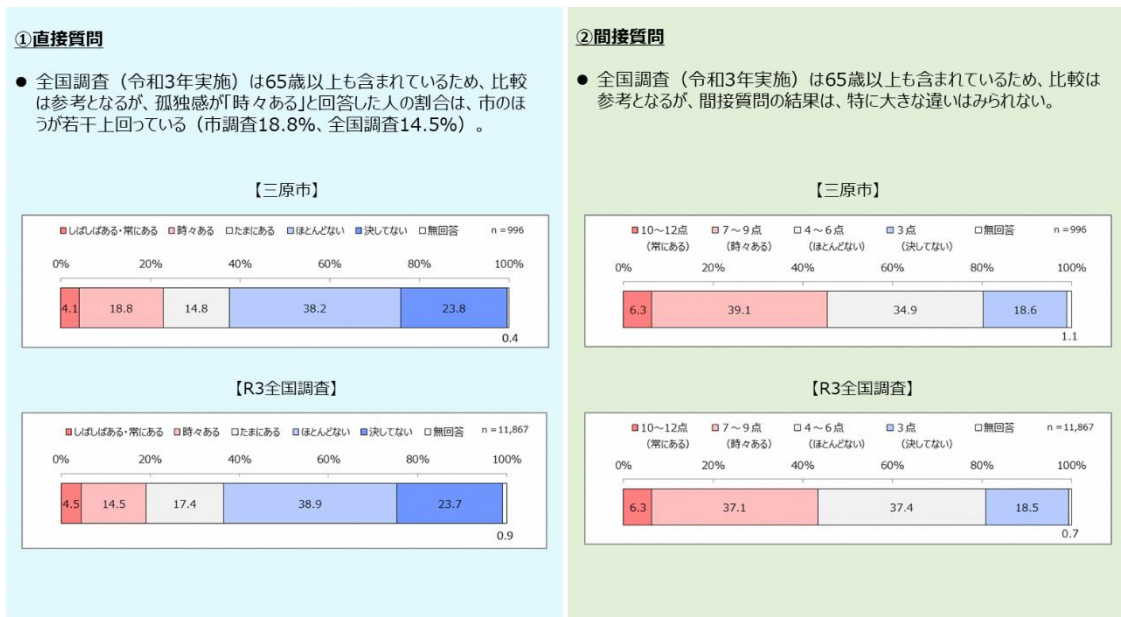


図 28 孤独の状況に関する回答結果の全国調査との比較

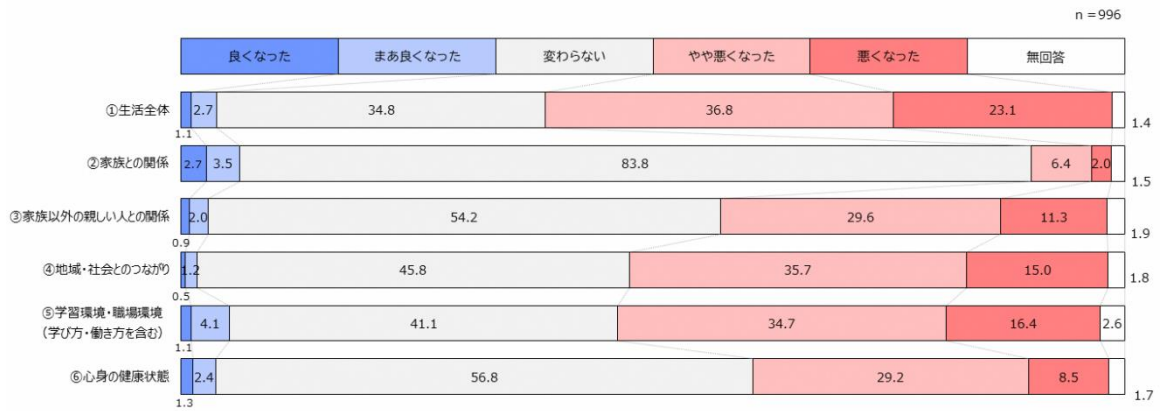


図 29 新型コロナウイルス感染拡大が日常生活に与えた影響の回答結果

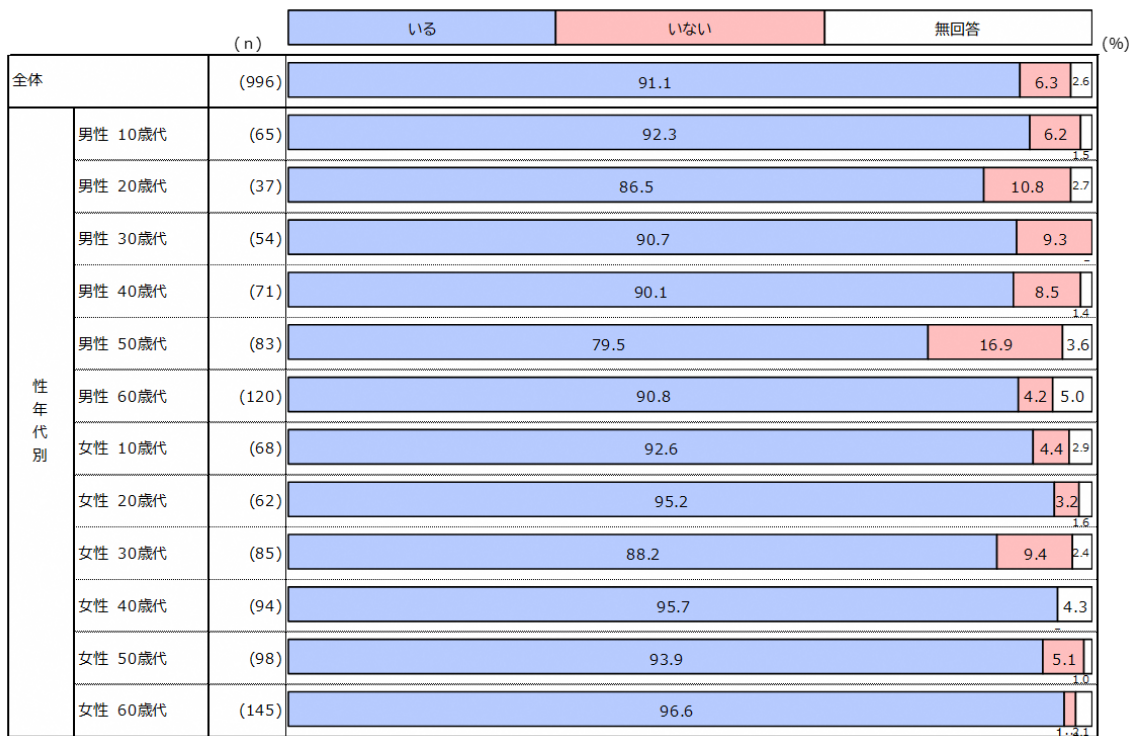


図 30 相談相手の有無（生年代別）

また、相談窓口・支援業務の整理により、現行の体制が抱える課題が可視化され、今後の業務改善に向けた議論のたたき台を整理することができた。課題と思われる事項としては、問い合わせ窓口が専門化、細分化されすぎている可能性や、営業時間内の窓口・電話対応以外の受付の必要性、協議体の活用方法の整理とセットで見直しを検討する必要性が浮かび上がった。

6 尾道市

6.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

6.1.1 これまでの取組

尾道市では、8050 問題や引きこもり問題、ヤングケアラー問題等、複雑複合化した福祉課題を持つ世帯による相談が増加していた。従来から高齢者支援、障害者支援、子育て支援など、典型的な分野ごとの支援体制は整備されていたものの、各支援機関では上記のような複合的な課題に対応するノウハウが蓄積しておらず、現場の疲弊が課題となっていた。こうした課題を受けて、多機関協働による断らない相談窓口として、令和2年5月に「福祉まるごと相談窓口」を開設した。

表 14 福祉まるごと相談窓口の相談件数・相談事例

内 容	件数	事 例
ひきこもり 8050 問題	70	母親・子の2人世帯。母は認知症で要介護1、子は長期引きこもり（無就労）父が存命中は、両親の年金で生計を維持してきたが、父の死亡により生計維持が困難となった。
介護困窮 ダブルケア	38	父・母の2人世帯。子は父の透析治療の送迎、介護を行っており、自身も呼吸器・循環器の疾患を抱え、今後はペースメーカー装着の見込みであり、無就労。 将来への不安で不眠となり、精神通院を検討している。
医療費の増加による困窮	75	高齢単身世帯。年金は月額10万円程度。65歳まではシルバー人材センターで就労していたが現在は無就労。ギャンブル依存で多重債務者。悪性新生物により医療費が増加し、生計維持困難となる。
障害による困窮	99	聴覚障害を持つ母と子2人のひとり親世帯。離婚後、養育費について弁護士に相談中。転居を迫られているが、転居費用の捻出や転居先の物件探しが困難。
その他	74	夫婦と子の3人世帯。多額の債務を抱え、弁護士に相談するも着手金の支払いが困難で中断。父・子が就労するも母の家計管理や家事能力が乏しく、自宅もゴミ屋敷となっている。

6.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ

上記窓口を開設した結果、複合的な課題に関する相談は多く寄せられたものの、相談を受けた支援機関側は単独では問題解決が難しく、他の関係機関の業務についても理解不足により、十分に連携が取れていない状態であった。加えて、分野の狭間の事例の担い手が明確化されていないという問題も抱えていた。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、支援が必要な世帯が一層不安定な環境に置かれる中で、充実的な支援体制を構築し、市民の社会的孤立を防ぐことは急務であると考え、地域共生包括化推進会議の発足をはじめとする取組を開始した。

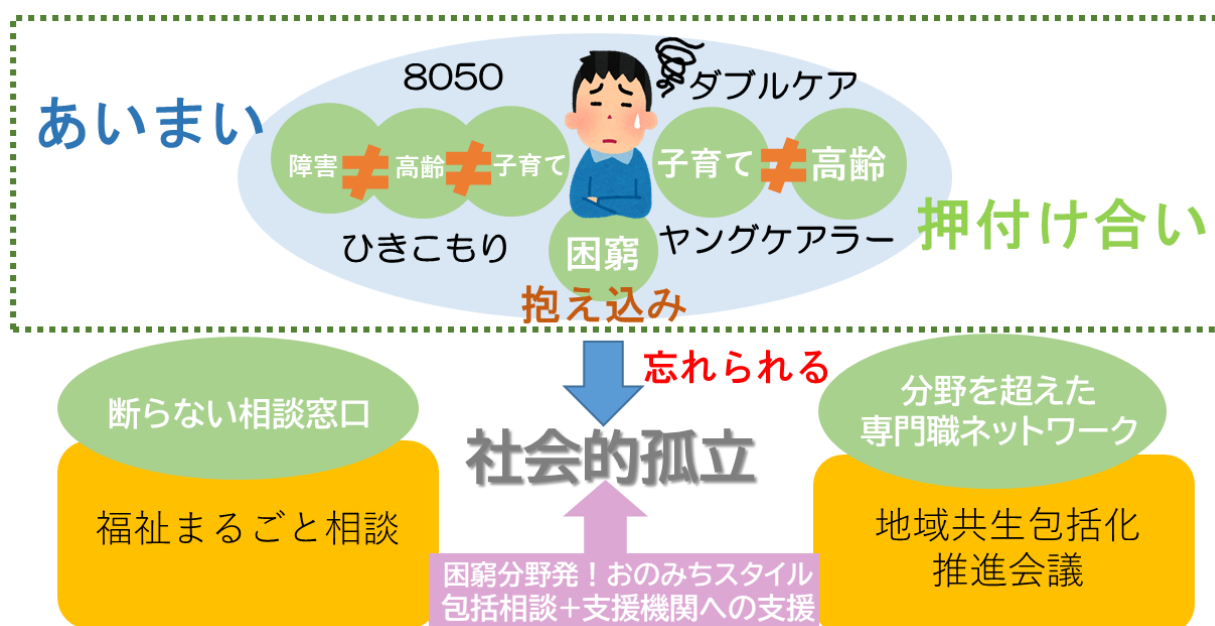


図 31 複合的な福祉課題の解決に向けた尾道市のアプローチ

6.2 プラットフォーム設立に向けた取組

6.2.1 プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

尾道市では、令和3年1月に組成された「地域共生包括化推進会議」を孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして位置づけた。地域共生包括化推進会議では、以下の3つの実現を主な目的として設立された。

1. 支援機関相互の連携強化（他機関への関心醸成・顔の見える関係へ）
2. 支援機関の対応能力向上（管轄外の知識習得）
3. 複雑・複合課題の伴走支援

6.2.2 プラットフォームの体制

民間（くらしサポートセンター）と官（市）の共同で事務局を運営し、学術経験者、官民の支援機関、職業安定所、民生委員、市の関係部署等が集い各機関の連携の仕組みづくりや支援機関に対する支援を実施している。会長としては生活困窮者自立支援制度や引きこもり支援について専門的な知見を持つノートルダム清心女子大学 中井俊雄准教授に参画いただいている。

同会議と連携して、問題を抱える個人・家庭単位でプランの検討を行う「個別ケース会議」、個別ケースの検討・支援から課題の抽出・整理・情報提供までを担う「実務者会議」、引きこもり対策やヤングケアラー問題など重要な課題について切り出して協議を実施する「課題解決会議」を実施している。各会議においては、個別のケースや課題ごとに必要な機関が官民間問わず参画して実施をしている。

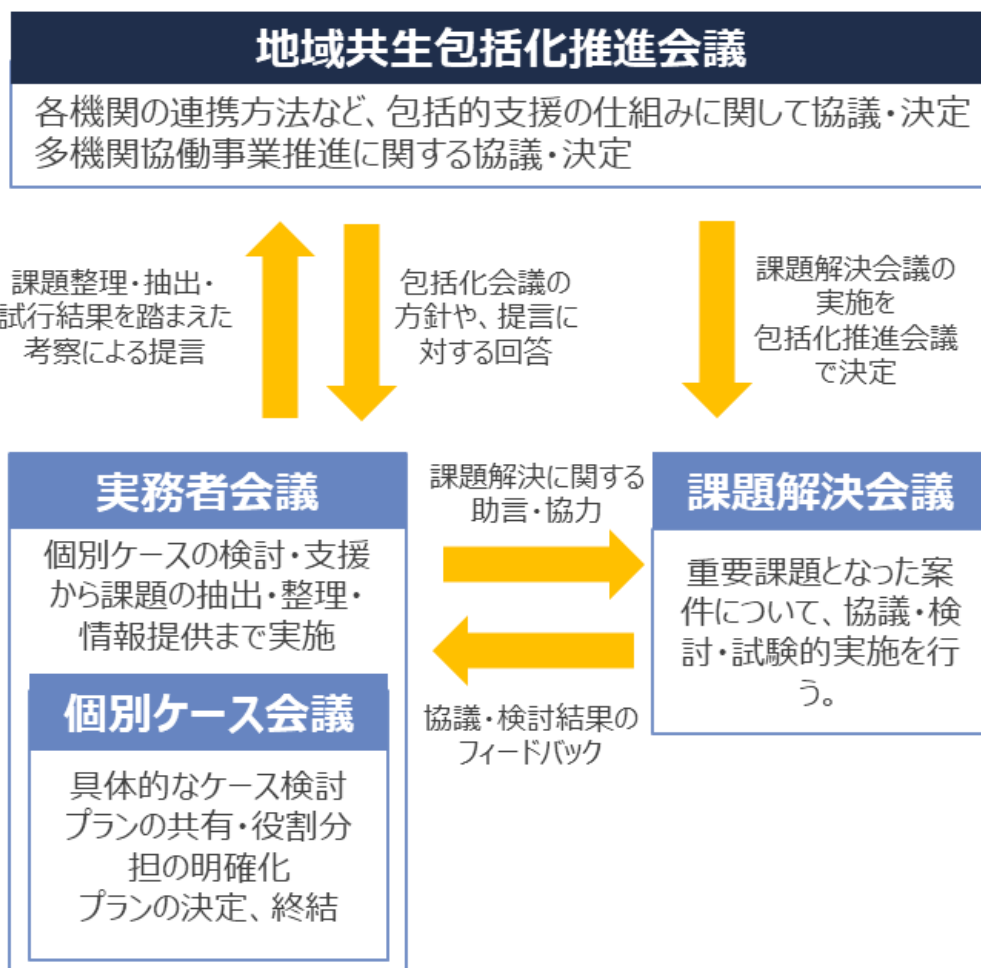


図 32 地域共生包括化推進会議の体制

6.2.3 プラットフォームでの協議事項

各会議体での協議事項は以下のとおりである。

- 地域共生包括化推進会議（本会議）
包括化推進会議の年間活動方針について協議・決定するほか、各機関の連携方法など、包括的支援の仕組みに関しての協議を実施している。また、課題解決会議の設置の決定を行い、個別の福祉課題解決に向けた仕組み・社会資源の創出についても協議を実施している。
- 個別ケース会議
具体的なケース検討の場として、特に複合的課題を有する家庭・個人をケースとして取り上げ、実際の支援方法の検討や支援プランの作成を実施している。また、支援機関間でのプランの共有や役割分担の明確化の役割も担っている。
- 実務者会議
個別ケース会議で検討された支援プラン等の情報を集約し、傾向や課題を分析した上で、今後の取組方針等を地域共生包括化推進会議に提言した。
- 課題解決会議（専門部会）
引きこもり支援についての課題解決会議を立ち上げ、ひきこもり支援ステーション「みらさぼ」の開設に至った。今後もヤングケアラー問題、住宅支援対策・居住支援対策など、重要課題となった案件について、協議・検討・試験的实施を行う予定である。

6.2.4 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦労した点

地域共生包括化推進会議プラットフォームの形成に際しては、以下のステップで取組を進めている。

- STEP1
多機関協働による断らない相談窓口として、「福祉まるごと相談窓口」を開設（令和2年5月）
- STEP2
官民共同の会議体として「尾道市地域共生包括化推進会議」を発足し、支援機関間の連携強化や、支援機関に対するサポートを行う取組を開始（令和3年1月）
- STEP3
重層的支援会議を発足し、ワンストップの相談窓口、専門職の支援窓口に加え地域・居場所づくりに関する事業を強化（令和6年度～）

様々な分野のプラットフォームや相談窓口を乱立させず、相談者（および個別の支援機関）の抱える諸問題をワンストップで受け止められる体制を作ることを重視して会

議体を組成した。また、行政機関内にとどまらず民間の支援機関も含めたプラットフォームとし、会議運営においても、単なる報告で終わらずに課題を持ち寄り議論するようにした。

6.3 プラットフォーム形成後（形成途中）の取組

6.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行ったか

各組織体で検討された内容については、図 7.2.2-1 の体制のもとで相互に連携され、効率的かつ的確に課題の検証が行われる仕組みを構築している。

また、個別ケース会議の開催にあたっては、地域包括支援センターや民間の支援団体からも会議開催依頼を受け付けており、会議実施時は対象の家庭・個人の状況に合わせて必要な組織を官民間わず割り当てするなど、課題認識を広く関係者間で共有することに重きを置いている。

6.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行ったか

令和5年3月に孤独・孤立フォーラム（令和5年1月23日実施）の動画配信を行うとともに、広報おのみちに、孤独・孤立対策も含めた包括的支援体制について掲載した。また、本年度開催したイベントでは支援機関職員に対する周知・意識づけを中心としていたが、令和5年度には孤独・孤立対策にかかる取組を、市民にも紹介するための講演会を実施予定である。

6.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか

試行事業としては孤独・孤立フォーラムの開催を優先的に実施した。孤独・孤立に関係する支援機関の職員を主な対象に、村木厚子内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与による講演や、尾道市および尾道市社会福祉協議会による取組状況の共有を実施した。同イベントで新たに市と接点を持った支援機関も存在し、個別ケース会議等への今後の協力・参画が期待できる。

表 15 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先(予算配分)
孤独・孤立フォーラムの開催	孤独・孤立問題に関する支援機関の職員を対象に、問題認識の共有、取り組み内容の紹介等を図る。孤独・孤立フォーラム参加者を対象として事後アンケートを実施する また、フォーラム終了後、実施時の映像の配信を行う。	孤独・孤立対策の啓発参加者の属性・今後の取り組みの方向性等の把握	2023.1.23	NTTデータ経営研究所 (1,200,000) 講師 (33,900)
孤独・孤立フォーラムの開催に関する広報ポスター	孤独・孤立フォーラムのチラシを作成し、支援機関に対して送付する	孤独・孤立フォーラム開催の周知、参加を呼び掛けること	2022.1	丸井工文社 (48,000)
			計	(1,281,900)

参加費 無料

孤独・孤立 フォーラム

「孤独・孤立」は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、社会全体で対応しなければならない課題です。新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化する今、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化し、深刻な課題となっています。

そこで、「孤独・孤立」について、共に考えていくためのフォーラムを開催します。

支援機関の方や孤独・孤立にご興味のある方、是非ご参加ください。

日時 令和5年1月23日(月) 18時00分～19時45分
(17:30から入室)

開催方法 オンライン開催 (Zoom ウェビナー)

内容

第1部 基調講演
「みんなで孤独・孤立について考えよう」
 講師：村木厚子氏 (津田塾大学客員教授 / 内閣官房孤独・孤立対策担当政策参与)

第2部 尾道市における孤独・孤立について
 「孤独・孤立を感じている人の実態について」
 ～健康づくりに関する市民アンケート調査より～ 尾道市健康推進課
 「孤独・孤立支援に向けた尾道市の体制について」 尾道市社会福祉課
 「孤独・孤立支援に係る取り組みについて」 尾道市社会福祉協議会

尾道市福祉保健部健康推進課
お問い合わせ先 ☎0848-24-1962
メール kenko@city.onomichi.hiroshima.jp

講師紹介


村木 厚子 (むらき あつこ) 津田塾大学 客員教授

1955年高知県生まれ。土佐高校、高知大学卒業。1978年労働省(現厚生労働省)入省。女性政策、障がい者政策、子ども政策などに携わる。2009年、郵便不正事件で有印公文書偽造等の罪に問われ、逮捕・起訴されるも、10年無罪が確定、復職。2013年から2015年まで厚生労働事務次官。

退官後は津田塾大学客員教授を務めるほか、伊藤忠商事(株)、住友化学(株)の社外取締役などを務める。また、累犯障害者を支援する「共生社会を創る夢の基金」や、生きづらさを抱える若年女性を支援する「若草プロジェクト」の活動にも携わっている。

また、2021年より内閣官房孤独・孤立対策担当政策参与。

(著書)
 「日本型組織の病を考える」(角川新書)
 「あきらめない」(日経 BP社)
 「公務員という仕事」(ちくまプリマー新書)



注意事項

- PCの問題、接続に関するサポートは行っていませんのでご了承ください。
- 動画、写真撮影はご遠慮ください。
- 音声はミュートで、Zoomの登録名は申込氏名(フルネーム)をお願いします。
- 1つの端末で複数が受講する場合、申込みは代表者名でお申し込みください。
- 1月18日(水)までにURL(ミーティングID・パスコード)、資料をメールアドレスにお送りいたします。届かない場合はご連絡ください。
- 研修会終了後のアンケートは、受講者全員の皆様にご協力をお願いします。

備考

- 本フォーラム参加申込に係る個人情報本フォーラムの運営等のみにご利用させていただきます。

尾道市

図 33 孤独・孤立フォーラムチラシ

6.3.4 次年度以降予定している取組

令和5年度以降、地域共生包括化推進会議では以下の取組を予定している

- 地域共生セミナー(上半期)

中井会長と事務局をパネリストとして、本市の地域共生の取組や方向性についてディスカッションし、専門職向けに配信する。
- 会議・研修(通期)

本会議(年3回)、実務者会議(年6回)、課題解決会議(年4回)、個別ケース会議(随時)、事務局会議(年10回程度)を予定している。

- 尾道市ネットワーク関係図作成（令和5年度中）

本市の福祉機関の相関関係を明確にし、今後の尾道市に必要な福祉機関を明らかにすることで、尾道市が目指す福祉の全体像を作成する。現在の福祉機関の相関関係を図示した上で、尾道市に足りない組織等を整理し、市が目指す福祉の全体像を作成する。
- 福祉まるごと相談会（令和5年度中）

専門職が地域へ入っていくことにより、専門職と地域の連携を深めることや、地域の課題や資源を専門職が把握することにより、孤独・孤立防止に寄与する。
- 市民向け孤独・孤立予防講演会の開催（令和5年度中）

孤独・孤立対策にかかる取組を、支援機関だけでなく市民にも周知するための講演会を実施する。
- 会議体の組織検討（令和5年度中）

令和6年度の重層的支援体制移行に伴い、以下の図のように地域共生包括化推進会議を発展させるよう検討を行う。

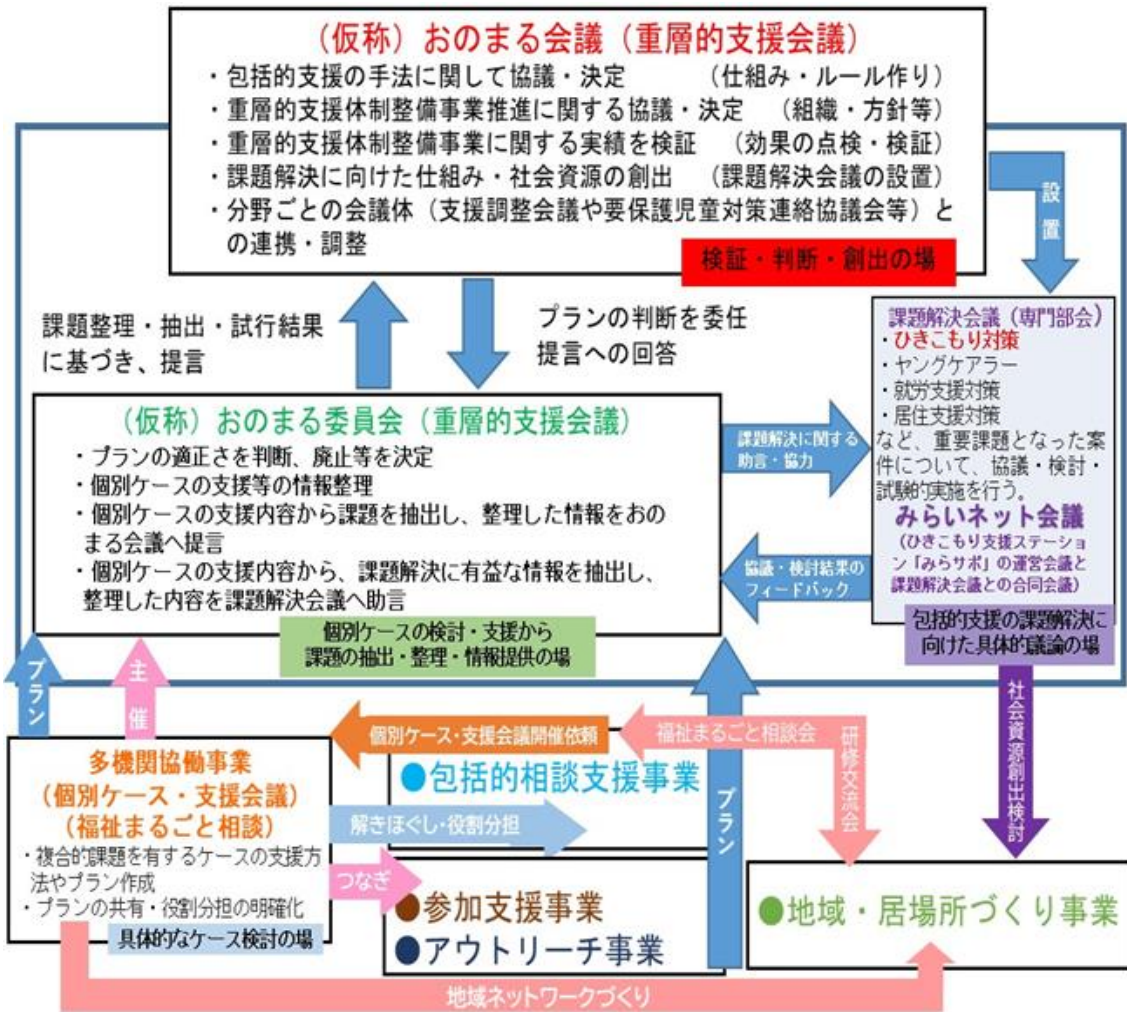


図 34 令和 6 年度以降の孤独・孤立に関する支援体制案

7 笠岡市

7.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

7.1.1 これまでの取組

笠岡市では、孤独・孤立対策としてひきこもり支援を重点に行ってきた。民生委員や本人・家族からの相談に対して、市職員や地域包括センター職員による家庭訪問を実施してきたが、地域の中でひきこもりへの理解が十分ではないことから、相談者はわずかであった。

7.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～何と実現/解決したかったか

また、令和3年5月にひきこもり相談専用ダイヤル「ささえ愛ほっとライン」を開設し、自分の居場所がない、人と関わるのが苦手、外に出るのが怖いなど、今困っていることや不安に思っていることについて、精神保健福祉士や社会福祉士が対応する体制を構築した。しかし、電話相談や面談への心理的ハードルが高い部分もあり、市民がより相談しやすい方策と併せて地域へのつながりが必要と考えていた。

そこで、笠岡市では「どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制を目指す」ために、連携PFを立ち上げるとともに、本事業を活用して、15～30歳未満のひきこもりの市民や逆に地域共生に参画したい市民向けのアプローチを強化するため、これらの受け入れ窓口を一体的に整理したポータルサイトを構築するとともに、対象年齢の全市民に対し、葉書を送付し、構築したポータルサイトへの案内を行う取組を行うこととした。

7.2 プラットフォーム設立に向けた取組

7.2.1 プラットフォームの検討体制・協議事項等

笠岡市においては、既存の会議体である笠岡市地域づくり連携会議を笠岡市の官民連携プラットフォームと位置づけ、さらに関係者を加えて設立する方向で検討を進めていった。

また、笠岡市において孤独・孤立分野について取り組んでいる7つのNPOに参画してもらい、現状について把握を進めるとともに、PFの中核的な取組の一つとなるポータルサイトの構築に向け、複数回に渡り協議を行い、具体化に向けて作業を行ってきた。

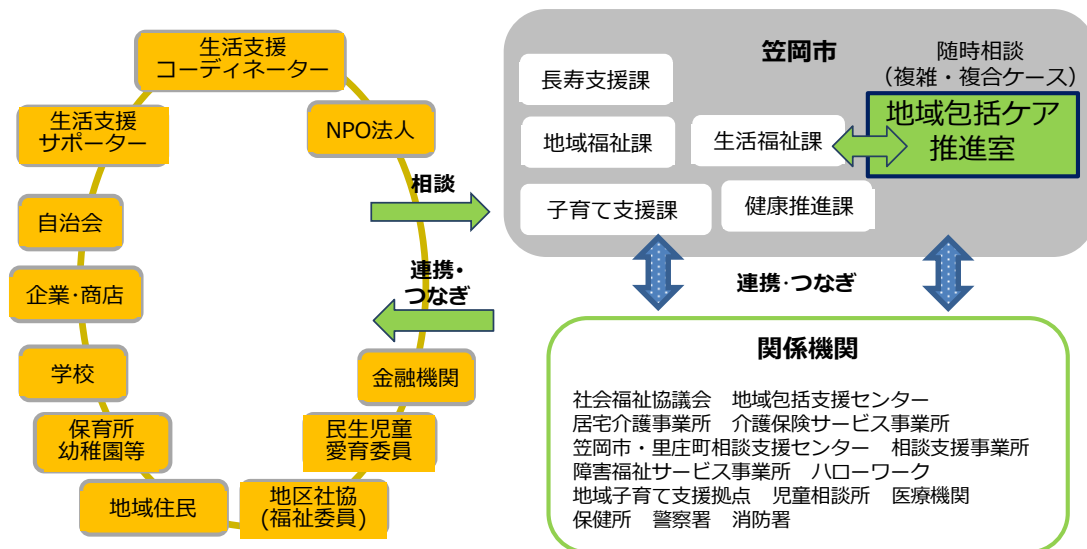


図 35 笠岡市連携 PF イメージ図

表 16 連携 PF 関連団体

団体	役割
笠岡市	支援体制の実施主体、方向性の提示、体制整備
社会福祉協議会	生活支援コーディネーターの配置、支援体制のバックアップ
支援団体 (NPO 法人)	孤独・孤立対策に関連する課題に取り組む団体 (生活困窮者／子ども・若者／高齢者／障がい者／出所者／ ホームレス／女性／LGBTQ／自殺／ひきこもり／居住 ①エブリイハート ②おかやま多機能サポートねっと ③かさおか島づくり海社 ④笠岡を元気にする会 ⑤すみれ会 ⑥チームクローバー ⑦ハーモニーネット未来 (認定 NPO 法人)
民間企業	孤独・孤立対策の取組に協力いただける企業 金融機関 (笠岡信用組合、トマト銀行、玉島信用金庫、中国銀行、広島銀行) 保険会社 (第一生命、日本生命、住友生命、明治安田生命) 郵便局、とくし丸、セブンイレブン、おかやまコープ、 JA 晴れの国岡山、ヤマト運輸、ワタミ
その他関係者	地域包括支援センター、居宅介護事業所、計画相談支援事業所 笠岡市・里庄町相談支援センター、児童相談所、保健所 警察署、消防署、教育関係施設 (高等学校、私立幼保施設) 住民関係者 (民生委員、愛育委員、福祉委員、自治会 など)

表 17 連携 PF 構築に向けたスケジュール概要

日付	項目	内容
R4.10~12	関係 NPO との協議	現状把握等
R4.12.14	関係 NPO との協議	PF や周知に関する取組について
R4.12~R5.2	関係 NPO との協議 ホームページの制作検討	PF や市民周知に関する取組、ホームページ内容の作成について
R5.2月中旬	「つながり」づくりに向けたアプローチ ホームページ公開	15~30 歳未満の市民全員(約 5,200 人)へ葉書で、社会参加につながる活動等をお知らせする。 葉書にはホームページへの QR コードリンクを記載。ホームページを通じて孤独・孤立対策に取り組む NPO の社会活動への参加につなげるもの
R5.2月	笠岡市地域づくり連携会議	同連携会議を笠岡市孤独・孤立対策官民連携 PF として位置づけ、構成員に孤独・孤立対策関係者を加えて、設立を提案
R5.3.16	笠岡市地域ケア会議	PF の設立について合意形成

7.2.2 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦労した点

笠岡市においては連携 PF 形成にあたり、既述のとおり、当該分野において市で活動する 7 つ全ての NPO に参画してもらい、PF や市民周知に関する取組、ホームページ内容の作成について、議論を深めてきた。

この作業の過程を通じて、ポータルサイトの充実を図るとともに、連携 PF 設立に向けた機運を醸成することにも成功している。

また、既存の「笠岡市地域づくり連携会議」を笠岡市孤独・孤立対策官民連携 PF として位置づけ、構成員に孤独・孤立対策関係者を加えてスタートすることとしたことで、比較的速やかに体制を構築することができた。

7.3 プラットフォーム形成後（未形成の場合は形成途中）の取組

7.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行っているか

関係者との対面によるケース対応や連携状況の聞き取りなどを行っている。これまで、関係団体との連絡は都度電話や個別に文書送付などを行っていたが、プラットフォームとしての認識のもと、Eメールや文書での一斉連絡が可能となった。従来よりも、タイムリーな情報共有が図れるようになった。

7.3.2 孤独・孤立対策に関する周知をどのように行ったか

既述のとおり、笠岡市では15～30歳未満の比較的若い世代へのアプローチを強化するため、本事業を活用し対象となる年齢層の全市民約5200名に対し葉書を送付し、直接周知活動を行った点が特筆される。

市立の小中学校を離れた後の若い世代が引きこもり等の孤独・孤立状態に陥った際に、それを発見し、対応することはなかなか難しい一方で、このタイミングで発見し、サポートすることで、より早期の立ち直りも期待できる。

このため、新たにポータルサイトを立ち上げるとともに、対象全市民にはがきを送付する形で周知活動を行った。

また、市のホームページや広報紙を活用した広報周知も予定しており、複合的に情報発信も行っていく予定である。

7.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で意識して取り組んでいることはなにか

笠岡市では、孤独・孤立対策について様々な視点からサポートを行っているが、特に引きこもりについて重点的に取り組んできた。冒頭に記したとおり、民生委員や本人・家族からの相談に対して、市職員や地域包括センター職員による家庭訪問を実施してきた。

50-80問題に代表されるように、引きこもっている本人も両親も高齢化してから顕在化するケースはこれまでも少なからず見られたが、そこに至る前に状況を把握しサポートすることを重視し、これまで把握が困難であった15～30歳の市民向けのアプローチを強化するため、本事業も活用しながら展開している。

また、単に引きこもりの市民を把握するのではなく、それをサポートしたいと考えている同世代の市民の把握も併せて行うことで、より幅広い市民へのアプローチを図っている。

7.3.4 次年度以降予定している取組

既述のとおり、「笠岡市地域づくり連携会議」に連携 PF 機能を持たせ、孤独・孤立に関する事業の推進を図っていく。

笠岡市関係部署、関連行政機関、社会福祉協議会、民生委員、金融機関、NPO 団体、COOP、社協支部の福祉委員、シルバー人材センター等、の構成員に加え、孤独・孤立については市内 7 つの NPO にも連携 PF に参画してもらう。

各団体で受けている相談内容を共有したり、取り扱っている中で対応が困難な事例について、市や他の団体で対応できないかといったように事例を共有・連携を図っていく。

また、連携 PF 関係者向けの勉強会なども実施していく予定。

7.4 孤独・孤立対策の試行的事業の実施

7.4.1 孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容

笠岡市における、孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容は下表のとおり。

既述のとおり、15～30 歳の若い市民向けのアプローチを強化するため、ポータルサイトの構築と、そこへ誘導するための対象全市民向けの葉書発送による周知活動を行った（イメージは次頁以降を参照）。

また、引きこもり等の悩みを抱えている市民だけではなく、そのような人々をサポートしたいと考える市民の双方へのアプローチをしている点も特筆される。

表 18 試行作業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先 (予算配分)
ホームページの作成	地域に孤独・孤立対策の情報を集約し、連絡窓口を見やすく配置する専用ポータルサイトの開設。相談もメールで受付	孤独・孤立対策の周知 相談窓口を見つけやすくする	2023.3 公開予定	丸井工文社 (682,000)
葉書の印刷・郵送	15～30歳の市民（約5,200人）へ笠岡市の地域の社会活動への参加を促す案内を圧着式はがきで発送し、孤独・孤立対策の取組や専用ポータルサイトへのリンクを記載した葉書を郵送することで、少しでも市の孤独・孤立対策を広め、相談者を増やす	孤独・孤立対策の周知 地域の社会活動への参加を促す（支援の必要な方、ボランティアに関心のある方の双方のニーズを発掘）	2023.3 発送予定	丸井工文社 (296,590) 郵送費 (297,819) ※税327,600 ㈱ピーシーシー (データ抽出料) (27,500)
			計	(1,303,909)

あなたのための 相談場所

ひとりで悩みや不安を抱えていたら、いつでも相談してください。
誰かの力になりたい人には、あなたの力を待っている人がいます。
人と人が支え合い、あなたの生活がよりよいものになるように応援します。

ここからHP
へアクセス



相談窓口はこちら

(笠岡市相談窓口ホームページ)

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soudan/index.html>

 笠岡市

メール相談：sasaesai@city.kasaoka.okayama.jp

電話相談：0865-63-8515 (ささえ愛・ほっとライン)

このはがきは、今の自分に悩みや不安を感じている方を応援する相談窓口をお知らせするため、
15歳～29歳の笠岡市民の皆様にお知らせしています。(2022/4/2時点)



(内閣府) 令和4年度地方振興後・

孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業として実施しています

図 36 笠岡市から対象の市民向けに発送した葉書イメージ



図 37 作成したホームページイメージ

7.4.2 孤独・孤立対策の試行的事業の効果

笠岡市における試行的事業については、令和5年3月にポータルサイトの開設、及び葉書による周知活動を行ったため、業務報告書の作成段階では、効果の把握には至っていない。

これらについては、今後笠岡市においてポータルサイトのアクセス数や相談件数等を把握しながら効果の確認を行っていく予定である。

また、既述のとおりこれらの取組に NPO 等と協力しながら作業を行ったことで、連携 PF 設立の機運醸成に大きな寄与があったことも副次的な効果として認められるところである。

補記：

葉書の発送及びホームページの公開後の実績については以下のとおり。

- ・新規の相談実績（令和5年3月末時点） 17名
- ・ホームページアクセス数（令和5年3月14日～4月30日のアクセス数）
 - ートップページ：403回
 - ーメニューページ：201回
 - ーメール SNS：68回
 - ーTEL：50回

公開後、まだ短い期間ではあるが既に一定の成果が上がっている。

8 総括

8. 総括

本調査研究では、大都市部である大阪府、地方の広域自治体である徳島県、政令指定都市の京都市、比較的人口規模が小さい尾道市、三原市、笠岡市の3市という特性の異なる6つの自治体に対し、支援を行ってきた。

当然のことながら、それぞれの自治体の特性により連携PFの構成、参加団体の募集等に差異が生じている。特に都市部の大規模自治体と地方の小規模自治体では当然取組に差がある。

また、それぞれの自治体が創意工夫を凝らして連携PFを立ち上げてきたため、様々な有意義な取組が生まれている。

そこで、本項では連携PF形成の取組の類型化、参加団体募集の工夫、そして小規模自治体の取組の3つの視点から整理を試みたい。

8.1 プラットフォーム形成の取組

8.1.1 プラットフォーム立ち上げの類型

まず、連携PF立ち上げの進め方を典型的に整理したものが下表である。

表 19 連携PF設立類型イメージ

類型	支援自治体	
1. 新規に連携PFを立ち上げた	大阪府、京都市	
2. 既存の協議会等を改組、あるいは機能追加する形で連携PFを立ち上げ	笠岡市	三原市（重層の協議会等複数の会議体を統合して立ち上げ）
3. 重層的支援体制整備事業とセットで連携PFを立ち上げ	徳島県	尾道市（既に連携PFを立ち上げているが、今後重層と統合していく）

まず、【1. 新規に連携PFを立ち上げた】類型に当てはまる大阪府や京都市のような比較的都市部の規模の大きな自治体では、孤独・孤立を専門とする連携PFを新規に立ち上げている。これらの自治体では、参加団体も設立段階から100を超えており、独立した形で十分に形作ることができることが要因として考えられる。

次に【2. 既存の協議会等を改組、あるいは機能追加する形で連携PFを立ち上げ】類型は笠岡市の事例が当てはまる。笠岡市では既存の「笠岡市地域づくり連携会議」に機能追加する形で連携PFを立ち上げている。

もう一つが、【3. 重層的支援体制整備事業とセットで連携PFを立ち上げ】類型は徳島県の事例が当てはまる。厚生労働省が推進している本事業については、孤独・孤立対策の事業と同時並行的に進行しており、また機能面でも重複する部分が少なくない。そのため、両者をセットで所管、あるいはフォローするような連携PFとするケースも

見られた。

なお、この 2. と 3. の類型の中間的な取組として、三原市においては「重層的支援体制整備に向けた事務局会議」にいくつかの会議体を統合させる形で連携 PF である「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」を立ち上げることにしている。この中では重層的支援体制整備事業についても取り組んでいくこととされている。

逆に尾道市では連携 PF として機能している令和 3 年 1 月に組成された「地域共生包括化推進会議」を令和 6 年度の重層的支援体制移行に伴い、これに取り込む形で地域共生包括化推進会議を発展的に改組する予定となっている。

特に比較的規模の小さな自治体においては、三原市の項で整理したように、地域共生分野における協議会等の重複に現場サイドの負担感が増しており、類型 2、3 のような形で、機能重複（相乗り）する形で連携 PF を立ち上げることが、一定の蓋然性を有した取組となっている。

8.1.2 プラットフォーム立ち上げ時の外部有識者の活用

6 自治体の内、大阪府と尾道市が連携 PF 立ち上げの際に外部有識者（大学教員）による支援を受けている。いずれの場合も連携 PF 立ち上げ前、そして立ち上げ後もの中核的なメンバーとして機能していただいている。

外部有識者を活用することで、制度面のフォロー、他自治体での実施状況等の情報の提供等のメリットを享受することが期待でき、一定の有用性があることが伺える。

ただ、全ての自治体で活用されているわけでもないことから、それが絶対的に必要ではないとも言える。また、今回の試行的支援事業においても、内閣官房から大西参与からのアドバイスを単発、あるいは数回受ける形で連携 PF の設立に活かしたケースも見られた。

このように外部有識者を上手に活用することで、より効率的、あるいは優れた形で連携 PF を立ち上げることが可能になる可能性があることが分かる。そのため、各自治体の置かれている状況を踏まえながら、活用していくことが有用だと考えられる。

8.1.3 庁内や都道府県内市町村向けの意識啓発の必要性

連携 PF 立ち上げにあたり、いくつかの自治体から課題として挙げたのが、庁内や都道府県の場合はこれに加えて市町村向けの孤独・孤立に対する意識が必ずしも高いとは言えない問題である。

孤独・孤立自体は比較的新しい概念である一方で、その背景にある、自殺、貧困、ヤングケアラー、シングルマザー、DV 等の課題は既に各自治体において協議会等が設置され、様々な形でフォローされていることから、既に「孤独・孤立対策は実施している」「これ以上対策を行う必要はないのではないか」という意見もあるとのことであった。

一方で、これらの既存施策では十分に支援が行き届かなかつたり、制度の「はざま」で苦しんでいる人々がいることもまた事実であり、それを補完する意味で孤独・孤立対策は重要であると言える。そのため、この重要性を広く意識啓発する取組が重要になってくるとの意見がいくつかの自治体で聞かれた。

今回の試行的支援事業では、研修やフォーラム等が行われ、立ち上げ前、あるいは立ち上げの時点での意識啓発・普及啓蒙に大きな寄与があったと聞いている。今後、連携PFを立ち上げる自治体においても、この種の取組が必要なケースもあると考えられる。一方で、どのような方に話をしてもらえば良いかわからない、という自治体も少なくないため、研修や講演等が可能な有識者の派遣や紹介等を国においても積極的に行っていく必要があると考えられる。

8.2 プラットフォームをいかに拡張していくか～参加団体の募集

連携PFの設立にあたって各自治体においてより多く、幅広い団体・企業に参画には意を用いている。従来の地域共生関連の協議会や会議体等では、自治体内部だけであったり、それに社会福祉協議会等一部外部の委員が入る程度のもものが少なくなく、NPOや社会福祉法人等の関連団体や民間企業までを巻き込む形のPF形成はある意味新しい試みだともいえる。

支援した自治体ではそれぞれが工夫を凝らして連携PFへの参画を呼び掛けていたところだが、その中でもいくつか有用性の高い事例について紹介していく。

8.2.1 NPOや社会福祉法人等の横の繋がりでの活用

支援した自治体の中で最も活用されたのはNPOや社会福祉法人等の横の連携の活用である。自治体が直接把握していないが孤独・孤立関連分野で活動している団体は少なくない一方、NPO等ではある程度横の繋がりがあるケースもあるという。

例えば、大阪府ではNPO等の活動状況調査を行う際に、連携PFに参加予定のNPOや社会福祉法人等に依頼し、関係があったり、知り合いのNPO等に連携PFの設立に関する周知を行ってもらい、参加団体の掘り起こしを行った。

ただ彼らが展開する際に、連携PFとは何かを端的に説明する媒体が必要という話もあった。本試行的支援事業では多くの自治体でチラシ等の広報媒体の制作を行ったところであるが、これらの準備も重要であると考えられる。

また、この際ある程度幅広く配布するいわゆるバラマキ用のA4・1枚程度の媒体と、関心を持った団体向けにより詳細に説明のあるA4数枚程度の媒体の両方を確保し、使い分けることも有効とのことだった。

8.2.2 宅建協会の参画～徳島県

徳島県では、団体や企業に対し丁寧な声かけを行い、連携 PF の参加団体の掘り起こしに努めている、その中で宅建協会が参画したことで、連携 PF の活動は宅建協会から傘下の不動産関連の企業に周知されることとなり、活動の輪を広げている。

不動産業界は孤独・孤立関連では 2 つの側面から関連がある。一つ目は貧困状態に陥ってしまった場合、居住地の確保が重要になる一方、家賃の滞納等を恐れて居住を断られるケースもあるという。その意味で、孤独・孤立状態にある住民の居住先確保に前向きに協力してくれる不動産の確保は非常に重要である。

また、別の側面として、孤独状態にある居住者が死亡しても長期間に渡り見つけられなかった場合、その物件が事故物件化する恐れもある。誰かと繋がりがあがり、病気になってもすぐに把握できたり、不幸にも亡くなった際にも早期に発見できれば、不動産業にとっても一定のメリットが生じる。

連携 PF に企業の参加を呼び掛けることはハードルがあるが、上記のように一定のメリットを感じて連携 PF の活動に関心を示したり、協力する企業や業界団体も存在する。そのため、商工会議所等も活用しながら幅広く声をかけていくことも有効である。

8.2.3 既存の活動に協力している企業への呼びかけ

この他、笠岡市では地域見守り活動（個人宅を訪問する機会のある事業者の方々と次の内容で協定を結び、高齢者世帯や障がい者世帯、単身世帯等について見守り活動を行うことで、孤立死や虐待など地域で発生する様々な問題の早期発見につなげる活動）に関する協定を締結している郵便局や配達事業者、コープ、金融機関等にも連携 PF への参画を呼び掛けることで、スタートアップの段階から多くの企業の協力を得られる関係を構築している。

民間企業	孤独・孤立対策の取組に協力いただける企業
	金融機関（笠岡信用組合、トマト銀行、玉島信用金庫、中国銀行、広島銀行 保険会社（第一生命、日本生命、住友生命、明治安田生命） 郵便局、とくし丸、セブンイレブン、おかやまコープ、 JA 晴れの国岡山、ヤマト運輸、ワタミ

図 38 笠岡市連携 PF 孤独・孤立対策の取組に協力いただける企業（抜粋）

これらの企業は、既に当該分野への活動に協力し、また、社会貢献活動にも一定程度前向きの企業であることから、連携 PF への取組にも理解があると考えられる。

このように、既に自治体と積極的に協働している企業や、自自治体では連携がないものの、他自治体では見守り活動等を行っているヤクルトや明治乳業等の販売店へ声かけを行うことも有効であると考えられる。

8.3 小規模自治体ならではの取組、小規模自治体だからこそ取り組むべきこと

既述のとおり、大規模自治体と小規模自治体では連携 PF や孤独・孤立に対する政策の打ち方も大きく異なる。大規模自治体では 100 を超える団体が連携 PF に参画することになるが、小規模自治体では支援を行う NPO 等の数も限定的であり、それ程大きな規模の PF にはならないケースが多い。また、自治体の体制も限られるため、孤独・孤立に投入できる人的・財政的リソースにも限りがある。

しかしながら、小規模自治体には小規模自治体ならではの取組があることも本調査研究で明らかになった。

8.3.1 先行的支援事業から見えたもの～笠岡市の取組

例えば、笠岡市では連携 PF 設立するにあたっての現状把握や、本調査研究による試行的支援事業を活用したポータルサイトの構築にあたっては、当該分野で活躍する地域の全ての NPO に声をかけ、協働して取り組むことで、ポータルサイトの網羅性の確保を図るとともに、連携 PF 設立の機運醸成にも寄与があった。

また、笠岡市では基礎的自治体からの情報把握の網から外れがちな中学校卒業以降に相当する 15 歳以上 30 歳未満全ての市民約 5200 名に対し、ポータルサイト設置に関する周知の葉書を発送した。この効果測定はこれからだが、最終報告会の際に大西参与からご指摘があったように葉書の送付先から 1%でも反応があればそれは 50 名以上に対する支援を必要とする声を把握することが期待できる。

これらは、支援する NPO の数は多くないが、逆に顔が見える関係構築が行いやすかったり（日頃からの笠岡市の積極的な関係構築の賜物であることは言うまでもない）、全ての対象市民に対し葉書を発送するにしてもそれ程大きな労力やコストを要せず発送できる等、比較的規模の小さな笠岡市だからこそ実施できたことと言える。

8.3.2 協議会等の会議体の見直しの必要性～三原市

既述のとおり孤独・孤立に関する施策については、自殺、ヤングケアラー、DV、貧困、シングルマザー等、既に社会強制分野において課題となってきた社会的な諸課題と密接に繋がっている。

これらの諸課題については既に、各自治体において一定の体制が確保され、また、PF に相当する協議会等の会議体も設置されているケースが多い一方、これらの会議体の運営が、自治体の現場において負担になってきている側面もある。そこに、更に孤独・孤立に関する連携 PF を設置することについては、現場の負担を更に増やすと受け取られるケースも少なくないと聞いている。特に、小規模自治体においてはその傾向が顕著である。

実際に三原市の地域共生分野に関する会議体を整理してみると、現状 13 存在してい

ることが分かった。

表 20 三原市 地域共生分野における会議体一覧

	会議名	担当課	根拠法令
要綱による定めあり	高齢者及び障害者への虐待並びに配偶者からの暴力防止ネットワーク協議会	高齢者福祉課	高齢者虐待防止法 障害者虐待防止法 DV防止法
	三原市生活困窮者自立支援制度等庁内連絡調整会議	社会福祉課	生活困窮者自立支援法 子どもの貧困対策の推進に関する法律
	三原市地域自立支援協議会	社会福祉課	
	三原市総合保健福祉計画推進等委員会	高齢者福祉会	
	三原市自殺対策庁内連絡会	保健福祉課	
	三原市自殺対策連携推進会議	保健福祉課	
	ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の庁内連携会議	子育て支援課	
	子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て支援法
	生活支援体制整備協議体（第1層）	社会福祉協議会（高齢者福祉課）	介護保険法（地域支援事業）
	権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議	社会福祉協議会（高齢者福祉課）	成年後見制度の利用の促進に関する法律
要綱による定めなし	三原市子育て世代包括支援事業連携推進会議	保健福祉課	
	ひきこもり支援に係る支援機関連携会議及び研修会	保健福祉課	R4年度は担当課（保健福祉課）が実施する精神保健福祉法に基づき実施
	重層的支援体制整備に向けた事務局会議	高齢者福祉課	

これらは、日々市民からの相談対応、アウトリーチ活動等の支援業務、関係団体との連絡調整に上乗せする形で行われており、日常業務だけでも手一杯の状況で、現場の大きな負担となっていた。

これらの課題に対し、三原市では先行的支援事業を活用して、協議会等の会議体の棚卸を行うとともに、それぞれの会議体の開催頻度や参加者、性質等によって分類をまず行った。

表 21 三原市 会議体類型整理イメージ

会議の類型	特徴
実務会議	開催頻度が多く、事例の共有や改善の方向性等のより実務的な議論が行われる。部会なども複数設置されるなど、より実務的な議論が行われる会議
庁内共有	年1～2回程度の開催で、庁内の関係部署（もしくは部門長）に情報共有等を中心に行われる会議
計画策定 ・進捗管理	計画に対する新規の計画策定やその進捗管理を主に実施するもの。計画策定年度は開催頻度が増えたり、部会が設置されたりする
情報共有 ・研修	年1～2回程度の会議で、庁内だけでなく、庁外の関係機関・団体等も参画。自制度や市の取り組みの共有に加え、研修等が行われる

表 22 三原市 地域共生分野会議体における類型化整理

	会議名	担当課	開催頻度	類型
要綱に 定めあり	高齢者及び障害者への虐待並びに配偶者からの暴力防止ネットワーク協議会	高齢者福祉課	年1回	情報共有 ・研修
	三原市生活困窮者自立支援制度等庁内連絡調整会議	社会福祉課	年1回	庁内共有
	三原市地域自立支援協議会	社会福祉課	全体会議は年1回、定例会議は年11回、専門部会7部会はほぼ毎月開催	実務会議
	三原市総合保健福祉計画推進等委員会	高齢者福祉会	年2回開催 ※計画策定の際は部会が立ち上がる	計画策定 ・進捗管理
	三原市自殺対策庁内連絡会	保健福祉課	年1回	計画策定 ・進捗管理
	三原市自殺対策連携推進会議	保健福祉課	年1回 ※別途庁内担当窓口ネットワーク会議を年1回	庁内共有
	ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の庁内連携会議	子育て支援課	年3回 ※別途実務者会議を実施	庁内共有
	子ども・子育て会議	子育て支援課	年3回	計画策定 ・進捗管理
	生活支援体制整備協議体（第1層）	社会福祉協議会 （高齢者福祉課）	第1層が3～4回	実務会議
	権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議	社会福祉協議会 （高齢者福祉課）	代表者会議は年1回	情報共有 ・研修
要綱に 定めなし	三原市子育て世代包括支援事業連携推進会議	保健福祉課	実務者会議が年2回	情報共有 ・研修
	ひきこもり支援に係る支援機関連携会議及び研修会	保健福祉課	随時	情報共有 ・研修
	重層的支援体制整備に向けた事務局会議	高齢者福祉課	現状2～3か月に1回	検討中

その上で、会議体として日常業務の中に組み込まれ活発に機能しているものと、年に数回程度の情報共有等に重きが行われる会議体等に整理し、後者については孤独・孤立連携 PF の機能を担う「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」を親会とし、それに紐づく部会として整理するとともに、いくつかの会議体を「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」に集約することとした。

これにより、会議体運営の効率化を図り、孤独・孤立という新しい取組を取り組んでいく体制を確保できる設計を行った。

この課題は、恐らく全国の自治体でも共通的な課題であると考えられ、必ずしも規模の小さな自治体だけの問題でもないと考えられる。そのため、これらの取組は多くの自治体においても取り組んでいく必要のあるポイントとなるだろう。

一方で、協議会等の会議体の見直しは効率化だけに資するものではない。既述のとおり、自殺には自殺の会議体、貧困対策には貧困対策の会議体等それぞれが運営されるケースが多いが、それぞれは孤独・孤立の視点で見ればそれぞれ関係性のある課題である。それぞれの会議体で行われている制度や現状の課題等の情報や、研修については、他の会議体の参加者にとっても有用な情報であったり、研修内容であることも決して少なくない。

三原市の「権利擁護に係る地域連携ネットワーク」のような親会に、これまで個別に行ってきた会議体を部会として配置することで、それぞれの情報共有を行いやすくすることが可能となり、また、研修も共同で行ったり、他の部会の参加者も参加できるようにすることで、連携 PF 及び会議体を通じた有機的な連携も期待できる。

孤独・孤立及び関連の地域共生分野については、今後も取り組むべき課題は多く、また現場には様々な相談が寄せられることが予想される。そのような情勢下だからこそ、改めて会議体の見直しを図ることで、効率性と有効性の強化を図っていくことが更に求められるようになるのではないだろうか。特に、リソースに限りのある小規模自治体こそ、その必要性が高いと考えられる。

8.4 最後に

本調査研究並びに試行的支援事業により、参加した 6 自治体では孤独・孤立に関する連携 PF を立ち上げたり、それらを活用しながら孤独・孤立対策を行っていく基盤づくりに一定の寄与があったと考えられ、自治体からも感謝の声が聴かれた。

一方で、この分野に対しては自治体内において十分な予算が確保されないケースも多く、積極的な支援や普及啓蒙活動を行いたくても十分に実施できないとの問題があるとの意見を多く耳にした。

また、当該分野に関する相談やアウトリーチ活動のニーズが非常に高い一方で、現場の人数もまた十分とは言えず、現場が疲弊している状況も多くみられた。

本調査研究が終了することにより、試行的支援事業の対象自治体向けの財政的な支援は終わる訳だが、継続的な支援を求める声もまた多い。特に、先進的であったり、他自治体でも有効に機能しそうな事業については、今後も支援していく等のフォローの検討も必要だと思われる。